

参考資料
(財政規律、情報公開、報酬・給与)

平成25年4月2日

参考資料(目次)

○ 独立行政法人への国の関与等について	1
○ 財政規律に関する各種決定	2
○ 財政規律に関する独立行政法人通則法関連条文	14
○ 運営費交付金算定ルールの例	19
○ 中期目標期間における運営費交付金の処理(イメージ)	20
○ 独立行政法人の経営努力認定について(抄)	21
○ 次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて(抄)	22
○ 独立行政法人における運営費交付金の状況について(平成23年10月 会計検査院報告)(抄)	23
○ 運営費交付金債務に関する政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘	25
○ 独立行政法人の財務諸表	26
○ 独立行政法人の法人数と財政支出の推移	27
○ 独立行政法人の平成24年度計画における予算額(支出)	28
○ 独立行政法人の平成24年度計画における予算額(収入)	31
○ 目的積立金及び利益剰余金等の状況	34
○ 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成22年度)	37
○ 法定勘定区分又はセグメント区分の状況	42
○ 成果重視事業に関する閣議決定	46
○ 法令等に基づき公表される独立行政法人に関する情報	49
○ 独立行政法人職員の対国家公務員指数(独法ラスパイレス指数)の算出方法	55
○ 全独立行政法人(事務・技術職)の年間平均給与、独法ラス指数の推移	56
○ 平成23年度 独立行政法人の事務・技術職員の「対国家公務員指数(ラスパイレス指数)」 (年齢・地域・学歴勘案)	57
○ 独立行政法人職員の対国家公務員指数(独法ラス指数)の課題	58
○ 柔軟な給与制度を導入している例～独立行政法人理化学研究所～	59
○ 独立行政法人と特殊法人等の役職員の報酬・給与に関する制度について(法令)	60
○ 独立行政法人の役職員の報酬・給与水準に関する運用について	61
○ 独立行政法人通則法と平成24年法案の報酬・給与に関する規定	62
○ 自由民主党政権公約 J-ファイル2012(抄)～公務員制度改革～	63

独立行政法人への国の関与等について

1 独立行政法人制度は、「行政改革会議最終報告」（平成 9 年 12 月 3 日）を受けて、平成 13 年に創設された制度であり、法人に対する国の関与・統制を必要最小限とし、業務運営の自主性、自律性を高める一方、外部機関による厳しい事後評価と見直しを課すことにより、法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることを目的に設けられた。

その後、平成 13 年以降の特殊法人等改革において、旧特殊法人等における事業運営の非効率性、硬直性などの問題点の解消を図るため、旧特殊法人等の独立行政法人への移行が行われた。

2 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提としていないため、国の予算においては、独法の機動的、弾力的な運営が可能となるよう以下のような「財源措置」を講ずることができることとしている。（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 46 条）

【運営費交付金】

毎年度交付される「運営費交付金」は、1 項 1 目で予算計上することなどにより、用途の内訳を特定せず、いわば「渡し切りの交付金」として運用することとされている。従って、法人の運営上の判断により、法人の予算上で見込んでいた用途とは別の用途に充てる場合についても、移流用の承認といった主務大臣の事前の関与は受けず、中期計画との異同について評価委員会などによる評価制度の中でその当否が事後的に判断されることになる。

【施設整備費補助金】

独立行政法人の施設費に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に施設整備費補助金として交付することとされている。

3 旧特殊法人等においては、毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画について主務大臣の認可（財務大臣協議）とされていたが（例：旧日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）第 26 条）、独立行政法人においては、中期計画については主務大臣の認可（財務大臣協議）となり、年度計画については主務大臣への届出となった。（独立行政法人通則法第 30 条、第 31 条）

財政規律に関する各種決定

◎行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）

IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、効率化等

2 減量（アウトソーシング）の在り方

(2) 独立行政法人の創設

① 基本的な考え方

ア 目的

国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現する、という行政改革の基本理念を実現するため、政策の企画立案機能と実施機能とを分離し、事務・事業の内容・性質に応じて最も適切な組織・運営の形態を追求するとともに、実施部門のうち一定の事務・事業について、事務・事業の垂直的減量を推進しつつ、効率性の向上、質の向上及び透明性の確保を図るため、独立の法人格を有する「独立行政法人」を設立する。

イ 制度の基本概念

a 独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務について、それぞれの設置法令において明確に定めるとともに、この目的・任務を達成するための業務及び組織運営の基本的な基準・仕組みについては、当該法令又はこれに基づく規則によって定めることとする。また、主務大臣の独立行政法人に対する監督・関与は、法人の業務及び組織運営に関する基本的な枠組みに限られるものとする。

b これらの仕組みにより、各法人の目的・任務は明確化され、各法人が自らの判断・裁量により国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することは防止される。

また、主務大臣の監督・関与を制限することにより、法人運営の細部にわたる事前関与・統制を極力排し、組織運営上の裁量・自律性（インセンティブ制度）を可能な限り拡大することにより、弾力的・効果的な業務運営を確保して、効率化・質の向上といった国民の求める成果の達成を重視する事後チェックへ重点の移行を図ることも可能となる。

c さらに、業務の結果について評価し改善する仕組みを導入するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公開を徹底し、事業継続の必要性、民営化の可否等について、定期的な見直しを実施することとする。

(注) これらに際し、憲法上の財政民主主義の観点等から、国の一定の関与は要請されるが、これについては、独立行政法人の自律性・自主性を損なわないよう、必要最小限のものとする必要がある。

② 具体的な制度設計

制度の基本概念を踏まえ、各法人の目的・任務を明確化する一方、各法人に対して極力自律性、自発性を与えるような制度設計とする。さらに、客観的な評価体制を確立し、国民のニーズに的確に応えるよう、業務の定期的な見直しを制度化する。

オ 財務・会計

a 企業会計原則の適用

財務に関しては、原則として企業会計原則によることとする。

b 運営費の交付

法人が行う事業の運営費（対象事業に係る手数料等の事業収入を除く。）については、必要な場合、各省の運営評価委員会の評価を経て、一定のルールに基づき算定した金額を、国が交付する。

c 固定的投資経費

中期計画に規定された投資計画に要する費用で国が支出するものについては、国は、運営費の交付とは区分して、法人に交付等を行う。

d 剰余金の取扱い

剰余金については、中期計画期間中において、留保（積立）を認める。法人の経営努力により生じた剰余金（各省の運営評価委員会が認定した額に限る。）については、中期計画期間中、当該計画に規定した用途の範囲内における使用を認める。

中期計画完了時における累積剰余金については、次の中期計画策定時に、各省の運営評価委員会の審査を経て、主務大臣が処分（国庫収納又は継続留保）を決定する。

e 予・決算等の提出

法人は、毎事業年度、予算、財務諸表、決算報告等を作成し、主務大臣に提出する。この場合において、主務大臣は、所要の確認等を行うものとする。

キ 公表

透明性を確保する観点から、法人は、徹底的な情報公開を行うものとし、具体的には、毎年度、以下の事項について、公表するものとする。

- a 業務の概要
- b 財務諸表
- c 決算報告
- d 中期計画・年度計画
- e 各省の運営評価委員会の評価結果
- f 監事の監査結果
- g 役員に関する事項 等

④ 特殊法人との関係

独立行政法人制度を創設するに当たっては、特殊法人との関係を明らかにしておくことが必要であるが、これについては以下のように整理される。

ア 特殊法人の意義

特殊法人とは、行政に関連する公的な事務を遂行するために、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された公団、事業団、公庫などの総称であり、その定義は極めて形式的な基準によっている。このため、特殊法人とされる法人には、極めて多種多様なものが含まれる結果となっている。

これらの法人は、一面において、行政組織外に独立の法人格を有することにより、行政組織内部では達成されない効率的な業務運営の確立等を目指したものであるが、個々別々の法律に基づき設立されてきたため、組織、運営等についての共通的な準則が存在せず、また、その運営等や在り方にも様々な問題が指摘される場所となっている。

イ 特殊法人の類型とその整理・民営化

特殊法人の業務の性格は、行政代行的なもの、民間事業者的なもの、組合的なものなど様々であり、その業務内容としても、金融機関、営利目的の特殊会社、基金、共済、財団、研究機関など多種多様なものが混在している。

このような特殊法人の中には、設立当初の社会的要請を概ね達成し、時代の変遷とともにその役割が変質、低下しているもの、民間事業者と類似の業務を実施しており国の関与の必要性が見出し難いものなどが存在している。まず、特殊法人については、その存続の必要性を徹底して見直すとともに、民営化、事業の整理縮小・廃止などが積極的に進められなければならない。

また、個々の特殊法人の中には、その業務の特殊性から現在の特別の形態を維持すべきものもあろう。

このような徹底した見直しを経て、なお存続が必要であると判断されるものについては、存続する法人としてふさわしい組織形態、業務内容としていく必要がある。

ウ 特殊法人の問題点の克服

特殊法人については、上記のような時代の変遷に伴う役割の低下などに加え、主務官庁による強い事前関与・統制による自律性・自主性の欠如、事業運営の非効率性・硬直性の顕在化、経営内容の不透明性、組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張、経営責任体制の不明確性など、従来から様々な問題点が指摘されてきたが、その大きな原因は、これらの問題点を解消するような共通の制度的枠組みが存在しないところにあると考えられる。

今回創設される独立行政法人制度においては、各法人の目的・任務及び業務・組織運営の基本的な基準などが法令等によって明確化され、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に業務を拡張することが防止される仕組みとなっている。さらに、目標設定や評価に関する仕組みの導入、弾力的な財務運営、組織・人事管理の自律性の確保、効率化やサービスの質向上に対するインセンティブの付与、徹底的な情報公開、業務の定期的な見直しなど、組織・運営に関する共通の原則が制度化されており、現行の特殊法人について指摘されている問題点は克服される仕組みとなっている。

エ 独立行政法人と特殊法人の関係

独立行政法人制度は、国の行政事務を政策の企画立案事務と実施事務とに区別し、実施事務のうち一定のものについて、行政組織外の独立の法人格を有する主体に実施させることによって、効率性の向上、質の向上、透明性の確保などを実現することを目的として創設されるものである。同時にこの制度は、国家行政組織外の主体によって担われる公的な事務・事業について、その組織、運営等に関する新たな基本原則を確立するものである。

したがって、従来の特殊法人等についても、先に述べた徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない。

◎中央省庁等改革基本法（平成十年六月十二日法律第百三号）

第三節 独立行政法人制度の創設等

（独立行政法人）

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

（法令による規律）

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣（次条において「所管大臣」という。）が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

（運営の基本）

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標（次号において「中期目標」という。）を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画（第七号において「年度計画」という。）を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた用途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとすること。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇について、当該職員の業績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他その組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(評価委員会)

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

(職員の身分等)

第四十条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利（労働協約を締結する権利を含む。）を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。

三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のあつせん、調停及び仲裁の対象とするものとする。

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律 その他の法令に基づく管理の対象としないものとするとともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。

(労働関係への配慮)

第四十一条 政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。

◎中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）

Ⅲ 独立行政法人制度関連

独立行政法人に係る制度に関しては、独立行政法人通則法案及び独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1. 独立行政法人制度の趣旨

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへの重点の移行を図るため、主務大臣の監督、関与その他の国の関与を必要最小限のものとする。

（通則法案第1条、第3条等関係）

5. 財産的基礎等

(1) 独立行政法人が出資を受ける場合は、第37条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。

（注）出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。

(2) 政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。

(3) 個別法令においては、必要に応じて増資方法の規定を置くことができる。当該規定に基づいて具体的に増資を行う際には、中期計画の中で定めるものとする。

（注）減資は、個別法令その他の法律の定めにより行うものとする。

(4) 個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

(5) 必要に応じ、独立行政法人は、個別法令の定めるところにより、国有財産を無償使用することができるものとする。

なお、国が、地方税法上の非課税独立行政法人に対して固定資産を無償使用させ、当該独立行政法人自らがこれを使用する場合には、仮に当該資産を国自らが使用していたとしても国有資産等所在市町村交付金の交付対象とされるようなものを除き、同交付金の交付対象としないよう措置する。

- (6) 地方公共団体や民間企業など、政府以外の者の出資を受けるためには、個別法令において、その旨及びその他必要な事項を規定するものとする。
- (7) 改正後の地方税法第 348 条第 6 項に基づく政令は、現在、国有資産等所在市町村交付金の交付対象となる固定資産に対しては、交付金に替わって固定資産税が課税されることとなるよう定めるものとする。

(第 8 条等関係)

11. 中期目標

- (1) 独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする。
- (2) 中期目標の変更は、特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないよう配慮するものとする。

(第 29 条等関係)

12. 中期計画

- (1) 中期計画における「予算、収支計画及び資金計画」の「予算」に含むこととされている人件費の見積りは、その算定の基礎として、あらかじめ一定のルールにより見積りを行う方法か、又は計画期間中の人件費総額の見積りを行う方法のいずれかにより行うものとする。当該人件費の見積りは、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用とするものとする。
- (2) 中期計画には、施設・設備に関する計画、人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）その他個別の独立行政法人の業務の性格に応じて定められる計画も含むものとする。
- (3) 「剰余金の使途」の具体的な考え方については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (4) 主務大臣による中期計画を変更すべきことの命令は、第 30 条第 4 項に定める要件の認定を厳格に行うとともに、その運用に当たっては、認可当時には予測できなかった事情の変化等により、中期計画を変更すべきことを命ずることが真にやむを得ないような特段の必要がある場合に限って行うこととし、恣意的な運用によって独立行政法人の自律性・自主性が損なわれないように特に配慮するものとする。

(第 30 条等関係)

13. 年度計画

年度計画においては、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を含まなければならないものとする。

(第 31 条等関係)

14. 各事業年度に係る業務の実績に関する評価／中期目標に係る事業報告書／中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

(1) 独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務の実績の評価は、同委員会が設定する客観的な評価（例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価）基準によるものとする。

(第 32 条、第 34 条等関係)

(2) 独立行政法人は、業務運営や役職員の処遇等に関して、独立行政法人評価委員会の評価結果を反映するように努めるものとする。また、年度計画や中期計画の作成に当たっては、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。

(3) 主務大臣は、独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえて、中期目標の設定、中期計画の認可又は独立行政法人の長等の人事等を行うものとし、任期途中の独立行政法人の長の交代もあり得るものとする。

(第 32 条等関係)

(4) 中期目標に係る事業報告書は、中期目標の達成状況が明らかになるような内容を含まなければならないものとする。

(第 33 条等関係)

17. 財務諸表等

(1) 独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入する。

(2) 独立行政法人の会計については、その財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、正しく表示するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

(3) 独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加えるものとする。そのため、会計専門家を交えて細目について必要な研究を行うものとする。

- (4) 独立行政法人に共通に適用される包括的かつ詳細な規定や、各独立行政法人の多様性を考慮し、これを補う内容等の基準を、主務省令等で措置する。当該主務省令等においては、上記（3）の必要な修正を含むものとする。
- (5) 主務大臣は、財務諸表を承認後、添付書類とともに財務大臣に通知するものとする。

（第 38 条等関係）

19. 利益及び損失の処理

- (1) 主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の使途に充てることができる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。
- (2) 第 44 条における会計的な処理の細目については、会計専門家を交えて検討を行うものとする。
- (3) 個別法令においては、中期目標期間が終了する事業年度における積立金の処理に関して、例えば半分を国庫納付、半分を内部留保する等、個別の独立行政法人ごとに判断し、規定するものとする。

（第 44 条等関係）

20. 借入金等

- (1) 独立行政法人が長期借入金及び債券発行する場合には、個別法令において、それらを可能とする旨の規定を置かなければならない。個別法令においては、必要に応じ、認可手続、償還計画等の所要事項について、定めるものとする。
- (2) 独立行政法人の長期借入金及び債券発行に係る債務について政府が債務保証を行う場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第 3 条の規定にかかわらず、個別法令で定めるところによる。

（第 45 条等関係）

21. 財源措置

(1) 考え方

- ア 独立行政法人は、一般的には独立採算制を前提とするものではない。独立行政法人への移行後は、国の予算において所要の財源措置を行うものとする。
- イ なお、独立行政法人に対する移行時の予算措置に当たっては、移行前に必要とされた公費投入額を十分に踏まえ、当該事務及び事業が確実に実施されるように、十分に配慮するものとする。

(2) 予算措置の手法

- ア 独立行政法人に対する予算措置については、主務大臣が予算要求を行うものとする。
- イ 独立行政法人に対する国の予算措置については、中期計画に定めるところに従い、運営費交付金及び施設費等を毎年度の予算

編成の中で確実に手当とする。具体的には次のいずれかの方法によるものとする。

[手法1] 中期計画において計画期間中の予算措置の総額を定め、国庫債務負担行為として予算に計上する。各年度予算においては、これを具体的に歳出化する。

[手法2] 中期計画において計画期間中の予算額算定のためのルールや投資計画を定める。各年度の予算編成においては、ルールの具体的適用や投資計画の実現を図る。

(3) 運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡し切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

(4) 施設費等

ア 独立行政法人の施設費等に係る経費であって、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置する。(注)

イ 独立行政法人に対する施設費は、国の予算においては、必要に応じ繰越明許費として計上する。

ウ 措置された施設費等は、上記の枠組みの中で、中期計画に定めた範囲内で弾力的に執行する。

(注) 投資的経費であっても公債発行対象でない経費は、運営費交付金の中で措置する。

(5) 人件費等

ア 所要の予算措置は、運営費交付金の中で手当とする。

イ 運営費交付金の算定の基礎として、人件費等相当額について、あらかじめ一定のルールを定めることができる。

(6) 寄附金・受託収入・手数料等

ア 独立行政法人に対する寄附金、外部からの受託収入、手数料収入、入場料収入等については、別段の定めのあるものを除き、独立行政法人の収入に直接計上することとし、国の会計の歳入・歳出外で扱う。

イ 独立行政法人に対する寄附金については、特定公益増進法人並みの扱いとする等の所要の措置を講ずる。

ウ 改正後の地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の政令で定める独立行政法人とは、個々の独立行政法人ごとに、同項にお

ける既存の特殊法人の取扱いとの均衡を勘案しつつ、国の出資の割合、国の関与の度合い、国の財政資金への依存度、法人の業務内容等を考慮して定めるものとする。

(注) 同項の観点からは、出資の全額を国に依存している独立行政法人又は資本若しくは出資を有せずに国の出資に代えて国有財産を無償で使用する独立行政法人は、多くの場合、この対象になるとの推定が働く。

エ 現在の地方財政再建促進特別措置法施行令第 12 条の 2 各号の規定が独立行政法人に対しても適用されるよう措置するとともに、各号の規定との均衡にも留意しながら、一定の要件のもとでの地方公共団体からの独立行政法人に対する自主的な寄附等を可能とすることについて検討する。

オ 国は、独立行政法人を一の受託者として、委託金を支払うことを妨げない。

カ 独立行政法人においては、国の複数の会計からの収入がある場合など、必要に応じて、区分経理を行うものとする。

(第 46 条等関係)

財政規律に関する独立行政法人通則法関連条文

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。
- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

- 第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(企業会計原則)

- 第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければなら

い独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなければならない。

- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

○中期目標期間終了時の積立金の処分（労働者健康福祉機構法の例）

（積立金の処分）

- 第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項 後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条第一項に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
 - 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

運営費交付金の算定ルール例

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費±特殊要因－自己収入(※)

一般管理費＝ 前年度一般管理費×一般管理費の効率化係数×一般管理費の政策係数
×消費者物価指数

業務経費＝ 前年度業務経費×業務経費の効率化係数×業務経費の政策係数
×消費者物価指数

人件費＝ 前年度人件費×人件費調整係数等×人件費の効率化係数＋退職手当等

自己収入＝ 前年度自己収入見積額×収入調整（政策）係数

(説明) 特殊要因：特定の年度に一時的に発生する資金の増減

効率化係数：中期目標及び中期計画に記載されている業務運営の効率化に関する事項等を踏まえ、各年度の予算編成過程において決定する値

政策係数：事業の進捗及び政策的に必要となる経費等を総合的に勘案し、予算編成過程で決定する値

人件費調整係数：給与昇給率等を勘案し、予算編成過程で決定する値

収入調整(政策)係数：過去の収入の実績を勘案し、予算編成過程で決定する値

※自己収入については、経営努力の有無や自己収入の性質にかかわらず控除するものとされている。

(出典)「独立行政法人・中期計画の予算等について」(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局)をもとに事務局作成

中期目標期間における運営費交付金の処理(イメージ)

◎運営費交付金の未使用額は、中期目標期間内であれば使用が可能。

◎中期目標期間の最終年度に、運営費交付金の未使用額を精算し、次期中期目標期間への繰越額以外は、国庫納付。

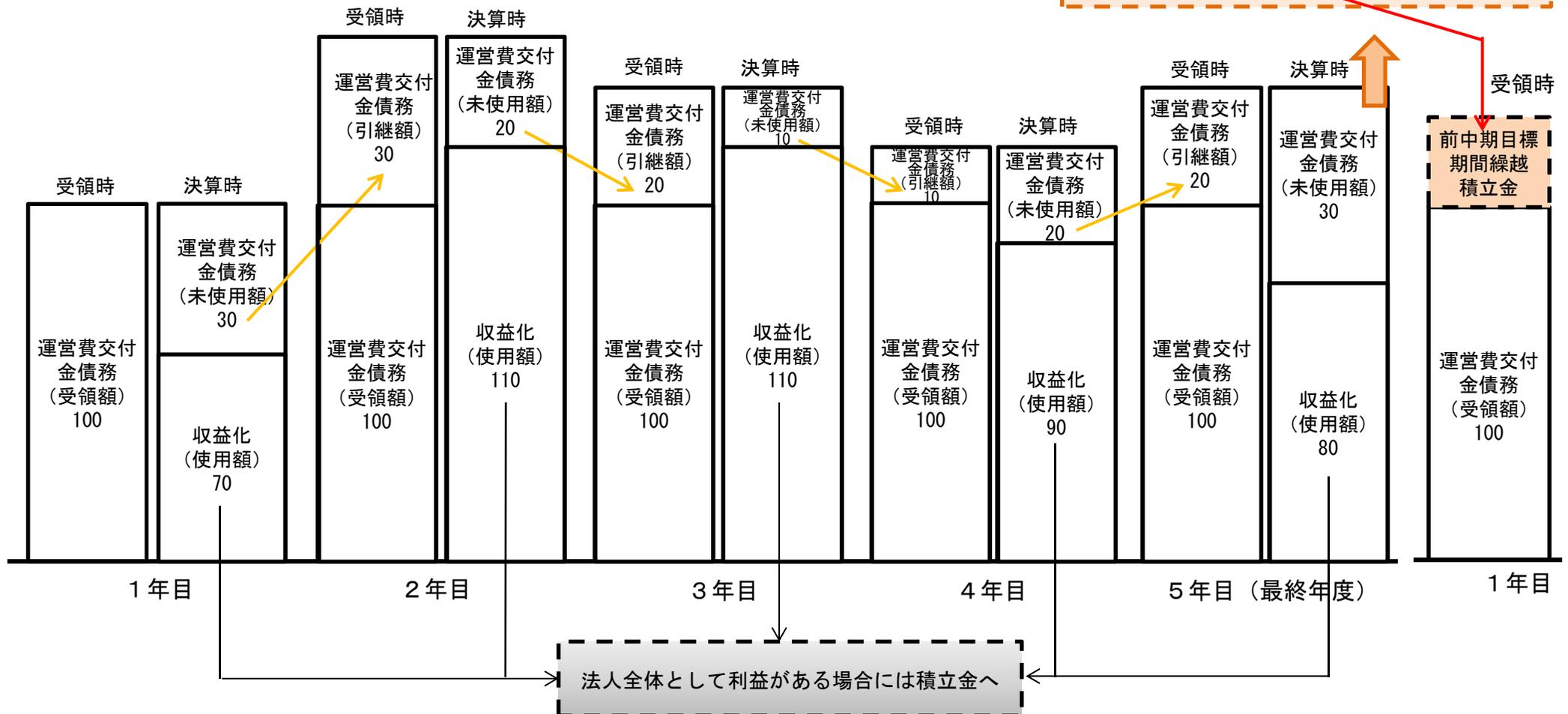
(例)

毎年度、運営費交付金を100受領する（効率化係数がないもの）と仮定

精算のため収益化

→法人全体として利益がある場合は積立金へ

→次期中期目標期間への繰越額以外は、国庫納付



独立行政法人の経営努力認定について（抄）

平成 18 年 7 月 21 日
平成 19 年 7 月 4 日改定
総務省行政管理局

1 独立行政法人（以下「法人」という。）の経営努力については、従来、独立行政法人通則法、独立行政法人会計基準に基づいて、主務省が、独立行政法人評価委員会の意見を聴き、財務省と協議を行った上で認定してきたが、今後これを一層促進するため、その認定の基準を定めることとする。

(1) 法人の経営努力認定の基準には、次の点が求められる。

- ① 簡素で分かりやすいこと。
- ② 法人の経営努力を促す仕組みであること。
- ③ 法人が公的部門の一つである以上、経営努力の認定は厳格であるべきこと。

(2) また、法人の経営努力の概念は、独立行政法人会計基準で示された考え方や、これまでの認定の実績を踏まえると、次のように整理される。

- ① 法人が新規性・自主性のある活動により、
- ② 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入を増加させたり、費用を節減させたりすることを通じ、
- ③ 当該事業年度において利益を増加させるものである。

(3) 以上を踏まえ、「独立行政法人の経営努力認定の基準」を次のとおり定める。

ただし、本基準は、経営努力認定の一般的な考え方を示すものであり、個別の判断に当たっては、法人の業務の特性などを勘案することも必要である。

- ① 法人全体の利益が年度計画予算を上回ること（ただし、区分経理がなされている場合には、当該勘定における利益も年度計画予算を上回ることが必要。）。
- ② 経営努力認定の対象案件の利益の実績が原則として前年度実績額を上回ること。（ただし、前年度実績が前々年度の実績を下回っている場合には、その理由を合理的に説明することが必要。）前年度実績を下回った場合には、その理由を合理的に説明することが必要。
- ③ その上で、次のとおり、経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること。
 - ア 収入の増加や費用の節減が、当該事業年度において新規に生じたこと。なお、前年度以前になされた契約で1年以上効果が継続しているものについては、原則初年度のみ認める。
 - イ 収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず法人の自主的な活動によるものであること。
- ④ 上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益のすべてを経営努力と認める。法人の設立前に取得した特許等知的財産に関する契約から生じた利益であっても、当該契約に係る利益が法人の設立後に初めて生じたものは対象とする。

(注1) 利益は、運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたものであることが必要である。

(注2) 利益は、収入から、これを得るために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額である。

次期中期目標期間への積立金の繰り越しについて（抄）

平成 18 年 6 月 22 日
平成 19 年 7 月 4 日改定
総務省行政管理局
(独立行政法人総括)

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。

1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金（通則法第44条第3項）については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
- ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越を行う合理的な理由がある場合、
- ③ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合

については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i) 研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii) 実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
- ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越が必要になる場合
- ③ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合
- ④ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定が計上されている場合

(注) ③、④のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要なと認められる場合でなければならない。

独立行政法人における運営費交付金の状況について（平成23年10月 会計検査院報告）（抄）

3 所見

独立行政法人は、国から多額の運営費交付金の交付を受けて運営されており、明確な中期目標の下で、自主的・機動的な組織運営と弾力的な財務運営に努めることなどにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスを提供することが要請されている。

そのため、独立行政法人においては、より効率的な業務運営に努める必要があるとともに、国の資金の有効活用の観点から、運営費交付金の額の適切な算定及び不要財産の国庫納付に努める必要がある。

したがって、以上の検査の状況を踏まえ、独立行政法人及び関係府省においては、次の点に留意することが必要である。

ア 独立行政法人及び主務府省において、運営費交付金の額の算定に当たり、控除対象自己収入の額がその実績額と相当かい離している場合は、法人における自己収入の増加に対する動機付けにも留意しつつ、適切な額を控除する。

イ 費用進行基準のみを採用している法人において、業務と運営費交付金との対応関係が明らかであり、業務の達成度の確認が可能である場合又は業務の実施と財源との間に期間的な対応関係がある場合は、業務達成基準又は期間進行基準を採用することについての見直しを行う。

ウ 中期目標期間の最終年度末まで業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務の額等が国庫納付されずに法人内部に留保されている場合は、遅滞なく、保有する必要性等があるかなどについて検討を行い、不要財産であると認められたものについては国庫納付の手続を行う。

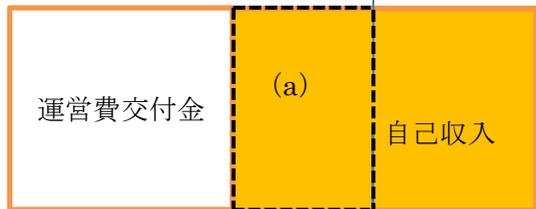
所見（ア）の事例

運営費交付金算定時



運営費交付金を普通預金において運用するということで算定

年度末実績



実際には、定期預金等で運用。運営費交付金の使用残が発生

所見（ウ）の事例

A勘定（運営交付金の交付の非対象）



(主務省令により相互融通が禁止されている)

a勘定（運営交付金の交付対象）



法人全体で赤字
 $a < A$
 となり、国庫納付されず法人内部に留保されたままとなった

運営費交付金債務に関する指摘

(平成 22 年 11 月 26 日 政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性)

法人	運営費交付金 交付年度及び交付額		各年度末における運営費交付金債務残高				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
A法人	17	12,915	—	—	—	—	—
	18	12,773		997	707	704	704
	19	14,232			1,745	1,712	1,712
	20	13,659				1,676	1,676
	21	13,249					1,870
	計	66,828	—	997	2,451	4,092	5,962
B法人	17	1,314	—	—	—	—	—
	18	1,641		128	34	25	25
	19	1,619			75	28	28
	20	1,599				158	23
	21	1,577					354
	計	7,750	—	128	109	211	431

平成 22 年 11 月 26 日 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について（政策評価・独立行政法人評価委員会）で指摘のあった該当箇所はそれぞれ以下のとおり

1. 独立行政法人 A

○ 運営費交付金算定の厳格化

毎年度、多額の運営費交付金債務残高が発生しており、平成 21 年の時点で、21 年度運営費交付金額（132 億 4,900 万円）の 40 パーセント以上に相当する債務残高（59 億 6,200 万円）となっている。

業務の効率化、縮減、廃止等により、運営費交付金債務残高が発生すること自体に問題があるわけではないが、多額の資金が使用される見込みのないまま複数年度にわたって滞治することは適切でないことを踏まえ、運営費交付金の算定に当たっては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

2. 独立行政法人 B

研究プロジェクトの進ちよくの遅れや、研究以外の業務の未実施により、毎年度、運営費交付金債務残高が発生しており（18 年度 1 億 2,800 万円、19 年度 1 億 900 万円、20 年度 2 億 1,100 万円）、近年（21 年度 4 億 3,100 万円）、その額は倍増している。

このため、事務及び事業の規模について抜本の見直しを行い、それを運営費交付金の算定ルールに適正かつ確実に反映することにより、予算規模を適正な水準にまで縮小するものとする。

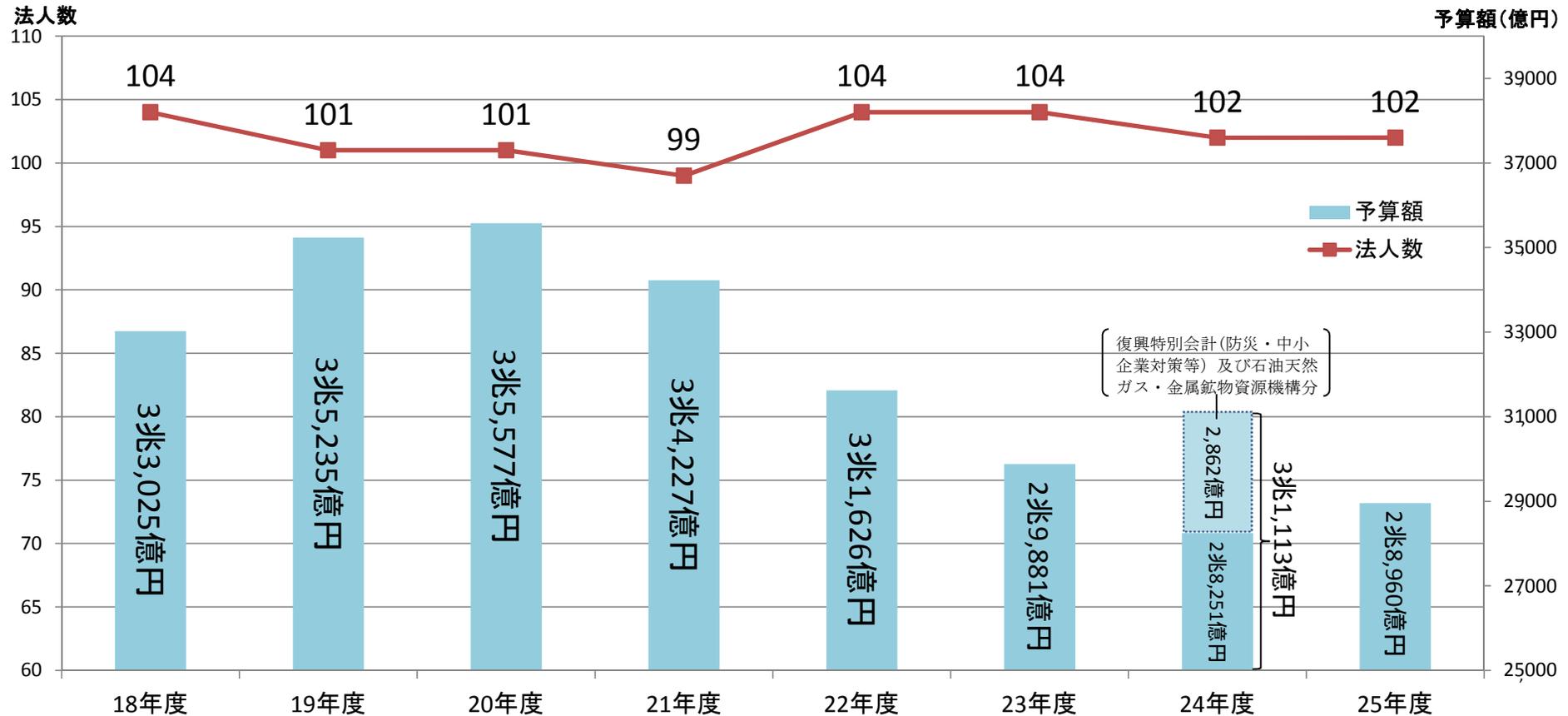
また、今後の研究プロジェクト等の進行管理については、定期的かつ厳格に進ちよく状況を点検する等スケジュール管理を徹底することとし、予定時期までに完結しないものや進ちよくが不十分なものについては、継続の可否を含め実施規模の縮減、計画の見直し等を行うものとする。

独立行政法人の財務諸表

○法令及び会計基準に基づき、法人は以下の財務諸表を作成している。

貸借対照表	独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。
損益計算書	独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。
利益の処分又は損失の処理に関する書類	独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
行政サービス実施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報（行政サービス実施コスト）を一元的に集約して表示するもの。
附属明細書	上記の書類に係る明細書

独立行政法人の法人数と財政支出の推移



法人の統廃合、設立等の状況

赤字：法人の廃止又は統合
青字：法人の設立

- OH19.4**
 - 住宅金融支援機構設立
 - 国立博物館と文化財研究所を統合、国立文化財機構設立
 - 農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農業検査所を統合、農林水産消費安全技術センターを設立
 - 林木育種センターを森林総合研究所へ統合

- OH19.10**
 - 郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立

- OH20.4**
 - 緑資源機構廃止

- OH20.10**
 - 通関情報処理センターを特殊会社化

- OH21.4**
 - メディア教育開発センター廃止

- OH21.10**
 - 国語研究所廃止

- OH22.4**
 - 国立高度専門医療研究センター(6法人)設立

- OH23.10**
 - 雇用・能力開発機構廃止

- OH23.11**
 - 沖縄科学技術研究基盤機構廃止

(注)19年度予算には、20年度に国・特殊法人から独立行政法人に移管された業務に係る19年度予算額(1,908億円)が含まれておらず、その額を含めると20年度予算額は対前年度比▲1,569億円となる(計数はそれぞれ四捨五入しており、合計額は一致しない)。

独立行政法人の平成24年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳					繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費		
内閣府	国立公文書館	1,280	253	-	509	280	-	2,322
	国民生活センター	2,958	-	-	1,197	202	-	4,357
	北方領土問題対策協会	1,292	-	55	220	43	-	1,610
総務省	情報通信研究機構	34,539	58	10,500	-	2,205	-	47,302
	統計センター	2,458	-	25	6,984	270	-	9,737
	平和祈念事業特別基金	1,027	-	-	-	-	920	1,947
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	13,499,455	-	-	450	83	3,564,200	17,064,188
外務省	国際協力機構	135,632	-	1,553	-	10,106	5	147,296
	国際交流基金	14,913	-	-	1,557	751	-	17,222
財務省	酒類総合研究所	407	-	32	453	233	-	1,125
	造幣局	12,956	6,508	-	9,086	-	3,117	31,667
	国立印刷局	21,212	13,675	-	42,212	-	-	77,099
	日本万国博覧会記念機構	1,401	-	-	598	1,747	82	3,828
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	254	23	-	739	-	-	1,016
	大学入試センター	10,246	-	-	951	58	-	11,255
	国立青少年教育振興機構	4,510	200	-	4,538	1,808	-	11,056
	国立女性教育会館	370	-	5	-	296	-	671
	国立科学博物館	1,647	-	-	1,108	683	-	3,438
	物質・材料研究機構	7,373	60	3,028	5,762	737	1,448	18,409
	防災科学技術研究所	5,420	4,359	1,101	1,913	163	12,613	25,569
	放射線医学総合研究所	10,300	166	-	3,532	393	1,096	15,487
	国立美術館	6,593	5,347	-	1,104	1,182	-	14,226
	国立文化財機構	5,021	6,884	26	3,079	811	-	15,821
	教員研修センター	491	155	-	415	261	-	1,322
	科学技術振興機構	96,921	112	3,747	13,302	1,691	-	115,772
	日本学術振興会	28,264	-	223	985	717	241,634	271,823
	理化学研究所	48,607	90	4,588	6,998	2,898	26,854	90,036
	宇宙航空研究開発機構	113,888	7,096	35,929	-	6,870	45,156	208,939
	日本スポーツ振興センター	40,750	3,755	1,089	3,709	422	79,946	129,670
	日本芸術文化振興会	15,422	114	0	2,751	283	-	18,570
	日本学生支援機構	13,593	-	81	4,294	1,301	2,305,385	2,324,654
	海洋研究開発機構	33,806	241	2,937	2,995	849	6,421	47,248
	国立高等専門学校機構	62,424	2,809	-	-	14,040	2,390	81,663
	大学評価・学位授与機構	295	-	-	1,017	67	210	1,588
	国立大学財務・経営センター	32	-	-	225	95	158,155	158,507
	日本原子力研究開発機構	139,968	4,787	1,389	-	15,051	16,129	49,330

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳					繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	103	-	88	489	80	-	760
	労働安全衛生総合研究所	675	56	107	1,123	242	-	2,203
	勤労者退職金共済機構	328,272	-	-	2,720	296	518,229	849,516
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	93,864	1,695	78	38,213	2,932	-	136,783
	福祉医療機構	3,714	-	-	2,815	415	182,885	189,828
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	680	561	-	2,672	79	-	3,992
	労働政策研究・研修機構	798	90	-	1,363	468	-	2,719
	労働者健康福祉機構	313,182	2,662	-	11,205	6,922	2,656	336,627
	国立病院機構	791,853	88,695	-	-	-	63,715	944,264
	医薬品医療機器総合機構	29,466	-	-	731	1,232	-	31,429
	医薬基盤研究所	6,625	1,625	-	779	204	74	9,305
	年金・健康保険福祉施設整理機構	12,087	-	-	407	46	-	16,197
	年金積立金管理運用	35,783	-	-	-	535	8,871,327	8,907,645
	国立がん研究センター	42,901	5,951	-	-	-	3,135	51,987
	国立循環器病研究センター	23,982	534	-	-	-	319	24,835
	国立精神・神経医療研究センター	12,371	1,437	-	-	-	208	14,016
	国立国際医療研究センター	33,046	5,777	-	-	-	2,069	40,893
	国立成育医療研究センター	18,450	1,189	-	-	-	2,301	21,940
	国立長寿医療研究センター	8,431	1,190	-	-	-	230	9,851
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	881	264	0	5,442	586	-	7,173
	種苗管理センター	276	244	57	2,604	298	-	3,480
	家畜改良センター	1,502	557	201	6,151	556	-	8,967
	水産大学校	549	269	133	1,789	197	-	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	14,917	1,154	6,480	26,360	2,423	-	51,334
	農業生物資源研究所	2,560	398	2,611	3,887	387	-	9,843
	農業環境技術研究所	769	430	711	1,757	320	-	3,988
	国際農林水産業研究センター	1,413	44	282	1,993	126	-	3,858
	森林総合研究所	13,907	2,029	1,507	11,194	1,367	36,923	66,926
	水産総合研究センター	8,374	5,833	2,832	9,103	788	-	26,929
	農畜産業振興機構	290,092	-	-	2,656	646	33,589	326,984
	農業者年金基金	141,621	-	-	797	958	75,900	219,276
	農林漁業信用基金	213,582	-	-	1,335	593	-	215,509
	経済産業省	経済産業研究所	1,218	-	-	-	235	-
工業所有権情報・研修館		8,437	-	-	851	350	-	9,638
日本貿易保険		24,026	-	-	1,247	-	32,561	57,834
産業技術総合研究所		57,167	837	9,628	-	-	12,102	79,734
製品評価技術基盤機構		7,011	283	271	-	853	712	9,130
新エネルギー・産業技術総合開発機構		120,517	-	7,958	-	8,098	309	136,883

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
国土交通省	日本貿易振興機構	26,348	-	1,834	-	1,714	-	-	29,896
	原子力安全基盤機構	19,666	-	-	-	2,195	-	-	21,861
	情報処理推進機構	8,350	-	-	-	1,750	-	-	10,099
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	42,120	-	140,115	-	1,818	1,515,611	-	1,699,664
	中小企業基盤整備機構	780,465	-	69	-	1,625	722,237	-	1,504,397
	土木研究所	3,858	458	425	4,104	572	-	-	9,417
	建築研究所	556	91	155	940	284	-	-	2,026
	交通安全環境研究所	574	164	473	935	90	-	-	2,236
	海上技術安全研究所	544	95	574	2,151	90	-	-	3,454
	港湾空港技術研究所	245	963	1,005	1,033	94	-	-	3,340
	電子航法研究所	789	39	125	639	45	-	-	1,637
	航海訓練所	1,416	450	-	4,064	190	-	-	6,120
	海技教育機構	370	-	28	2,095	215	-	-	2,708
	航空大学校	1,418	132	-	1,071	239	-	-	2,859
	自動車検査	2,744	1,539	5	5,684	927	153	488	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	658,262	-	47,079	20,323	7,995	1,141,465	-	1,875,124
	国際観光振興機構	1,103	-	299	1,164	254	-	-	2,820
	水資源機構	59,936	791	1,026	16,129	2,146	92,649	-	172,677
	自動車事故対策機構	7,847	379	-	3,376	1,014	1,539	-	14,155
	空港周辺整備機構	961	-	1,763	391	153	-	-	3,269
	海上災害防止センター	-	-	1,241	-	409	-	-	1,650
	都市再生機構	699,598	-	20,352	44,840	9,950	1,766,500	-	2,541,239
	奄美群島振興開発基金	2	-	-	160	60	2,840	-	3,062
日本高速道路保有・債務返済機構	3,459	-	-	974	602	4,536,355	-	4,541,390	
住宅金融支援機構	174,043	-	-	10,472	3,519	7,943,486	-	8,131,520	
環境省	国立環境研究所	8,653	263	3,611	3,026	486	-	-	16,039
	環境再生保全機構	62,500	-	-	1,709	480	19,817	-	84,507
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	586	-	-	2,147	622	-	-	3,356
合計(102法人)		19,607,240	185,860	319,431	389,793	138,366	34,046,737	66,935	54,754,362

(注) 1 平成24年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成24年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 航海訓練所の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 国際協力機構の平成24年度計画における予算額(支出)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

出典:独立行政法人評価年報(平成23年度版)(総務省)

独立行政法人の平成24年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	2,031	-	253	-	38	-	-	-	-	2,322	
	国民生活センター	2,814	-	-	-	148	-	-	1,396	-	4,357	
	北方領土問題対策協会	1,321	170	-	55	64	-	-	-	-	1,610	
総務省	情報通信研究機構	29,666	472	58	10,375	120	-	507	-	-	41,197	
	統計センター	8,846	-	-	25	866	-	-	-	-	9,737	
	平和祈念事業特別基金	-	-	-	-	1,947	-	-	-	-	1,947	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	13,499,964	-	3,564,200	-	-	17,064,164	
外務省	国際協力機構	145,379	-	-	1,553	363	-	-	-	-	147,296	
	国際交流基金	12,812	-	-	22	2,614	-	-	-	-	15,448	
財務省	酒類総合研究所	1,050	-	-	32	43	-	-	-	-	1,125	
	造幣局	-	-	-	-	26,385	-	-	-	-	26,385	
	国立印刷局	-	-	-	-	73,136	-	-	-	-	73,136	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,998	-	-	-	-	3,998	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	989	-	23	-	5	-	-	-	-	1,016	
	大学入試センター	-	-	-	-	11,255	-	-	-	-	11,255	
	国立青少年教育振興機構	9,323	-	200	-	1,533	-	-	-	-	11,056	
	国立女性教育会館	547	-	-	5	119	-	-	-	-	671	
	国立科学博物館	3,034	-	-	-	404	-	-	-	-	3,438	
	物質・材料研究機構	13,482	1,448	60	3,028	391	-	-	-	-	18,409	
	防災科学技術研究所	7,096	12,613	4,359	1,101	400	-	-	-	-	25,569	
	放射線医学総合研究所	12,095	-	1,166	-	2,226	-	-	-	-	15,487	
	国立美術館	7,784	-	5,347	-	1,095	-	-	-	-	14,226	
	国立文化財機構	7,602	-	6,884	26	1,309	-	-	-	-	15,821	
	教員研修センター	1,025	-	155	-	142	-	-	-	-	1,322	
	科学技術振興機構	105,029	-	112	3,747	6,790	-	-	659	-	116,338	
	日本学術振興会	29,229	230,844	-	221	519	-	-	-	-	260,813	
	理化学研究所	58,076	26,506	90	4,588	776	-	-	-	-	90,036	
	宇宙航空研究開発機構	119,758	45,156	7,096	35,929	1,000	-	-	-	-	208,939	
	日本スポーツ振興センター	5,881	2,560	3,755	1,089	99,700	-	14,865	-	2,216	130,065	
	日本芸術文化振興会	10,062	3,796	114	0	4,598	-	-	-	-	18,570	
	日本学生支援機構	15,119	52,439	-	81	36,250	1,692,026	502,139	-	-	2,298,054	
	海洋研究開発機構	36,140	6,421	241	2,937	1,509	-	-	-	-	47,248	
	国立高等専門学校機構	63,006	-	2,051	-	13,458	-	3,148	-	-	81,663	
	大学評価・学位授与機構	1,371	-	-	-	218	-	-	-	-	1,588	
	国立大学財務・経営センター	351	-	-	-	23,032	56,900	78,527	-	-	158,810	
	日本原子力研究開発機構	149,025	13,800	6,987	1,392	11,552	-	-	43,897	-	226,654	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	667	-	-	63	29	-	-	-	-	760
		労働安全衛生総合研究所	2,023	-	56	107	17	-	-	-	-	2,203
		勤労者退職金共済機構	435	8,814	-	-	756,172	-	1,212	-	-	766,634

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	71,725	11,840	1,695	78	45,072	-	-	-	-	130,409
	福祉医療機構	3,589	51,924	-	-	175,746	-	12,505	-	-	243,763
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,977	-	561	-	1,454	-	-	-	-	3,992
	労働政策研究・研修機構	2,568	-	90	-	61	-	-	-	-	2,719
	労働者健康福祉機構	8,230	22,849	2,662	-	291,916	2,321	10,027	-	-	338,005
	国立病院機構	28,623	-	108	-	870,383	34,087	18,982	-	-	952,183
	医薬品医療機器総合機構	344	1,450	-	1,986	10,001	-	13,165	-	-	26,945
	医薬基盤研究所	7,335	20	1,625	59	287	-	111	-	-	9,437
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	5,708	-	-	23,029	-	28,737
	年金積立金管理運用	-	-	-	-	3,563,923	-	8,871,159	-	-	12,435,082
	国立がん研究センター	8,204	-	1,948	-	47,391	3,218	-	-	-	60,761
	国立循環器病研究センター	5,091	-	-	-	26,397	-	-	-	-	31,488
	国立精神・神経医療研究センター	4,761	-	1,344	-	10,108	-	-	-	-	16,214
	国立国際医療研究センター	7,321	-	1,278	-	34,113	900	-	-	-	43,612
国立成育医療研究センター	4,405	-	451	-	17,898	-	-	-	-	22,754	
国立長寿医療研究センター	3,852	-	-	-	5,394	-	-	-	-	9,246	
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	6,861	-	264	0	48	-	-	-	-	7,173
	種苗管理センター	3,026	-	244	57	153	-	-	-	-	3,480
	家畜改良センター	7,444	-	279	201	765	-	-	553	-	9,242
	水産大学校	1,990	-	269	133	544	-	-	-	-	2,937
	農業・食品産業技術総合研究機構	42,832	-	1,154	6,480	607	300	4	-	-	51,377
	農業生物資源研究所	6,820	-	398	2,611	15	-	-	-	-	9,843
	農業環境技術研究所	2,845	-	430	711	1	-	-	-	-	3,988
	国際農林水産業研究センター	3,519	-	44	282	10	-	-	-	-	3,855
	森林総合研究所	9,660	17,244	2,029	1,507	17,368	17,879	-	-	-	65,686
	水産総合研究センター	15,796	760	201	2,832	1,709	-	-	5,632	-	26,929
	農畜産業振興機構	1,631	108,070	-	-	83,929	43,764	74,883	-	-	312,276
	農業者年金基金	3,341	124,560	-	-	14,899	89,918	-	442	-	233,159
	農林漁業信用基金	-	5,802	-	3	139,420	70,205	-	-	-	215,429
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,447	-	-	-	6	-	-	-	-
工業所有権情報・研修館		9,537	-	-	-	100	-	-	-	-	9,638
日本貿易保険		-	-	-	-	18,766	-	55,774	-	-	74,540
産業技術総合研究所		60,078	-	837	11,217	7,601	-	-	-	-	79,734
製品評価技術基盤機構		6,829	-	283	271	643	-	-	-	1,104	9,130
新エネルギー・産業技術総合開発機構		121,891	309	-	7,958	3,489	500	1,094	-	-	135,242
日本貿易振興機構		22,377	2,527	-	2,017	2,975	-	-	-	-	29,896
原子力安全基盤機構		20,599	-	-	-	222	-	-	-	-	20,822
情報処理推進機構		3,876	-	-	-	3,411	-	59	-	-	7,345
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		16,884	6,535	-	140,115	15,604	954,297	560,408	-	-	1,693,842
中小企業基盤整備機構		24,523	310	-	69	766,323	23,654	624,802	-	-	1,439,682

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
国土交通省	土木研究所	8,464	-	458	438	57	-	-	-	-	9,417
	建築研究所	1,733	-	91	160	42	-	-	-	-	2,026
	交通安全環境研究所	1,574	-	164	498	-	-	-	-	-	2,236
	海上技術安全研究所	2,706	-	95	612	41	-	-	-	-	3,454
	港湾空港技術研究所	1,276	-	963	1,025	-	-	76	-	-	3,340
	電子航法研究所	1,451	-	39	147	-	-	-	-	-	1,637
	航海訓練所	5,552	-	450	-	118	-	-	-	-	6,120
	海技教育機構	2,482	-	-	28	198	-	-	-	-	2,708
	航空大学校	2,074	-	132	-	654	-	-	-	-	2,859
	自動車検査	883	-	1,539	-	8,756	-	11	351	-	11,540
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	452	188,646	-	50,386	844,521	397,018	345,258	-	-	1,826,279
	国際観光振興機構	1,884	-	-	-	936	-	-	-	-	2,820
	水資源機構	-	29,557	-	1,231	132,031	17,900	-	-	-	180,719
	自動車事故対策機構	6,943	3,288	379	-	2,086	-	715	-	-	13,411
	空港周辺整備機構	-	620	-	1,949	756	-	-	-	-	3,325
	海上災害防止センター	-	-	-	1,685	92	-	-	-	-	1,777
	都市再生機構	-	34,347	-	21,363	1,002,027	1,477,832	5,636	-	-	2,541,206
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	281	334	2,414	-	-	3,029
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	26	-	-	1,554,411	3,021,884	-	-	-	4,576,321
	住宅金融支援機構	-	64,209	-	-	1,277,930	2,937,003	3,914,173	-	-	8,193,314
環境省	国立環境研究所	12,111	-	263	3,611	54	-	-	-	-	16,039
	環境再生保全機構	1,832	22,416	-	-	51,183	7,800	-	-	-	83,230
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,356	-	-	-	-	-	-	-	-	3,356
合計(102法人)		1,469,672	1,102,348	61,774	328,096	25,644,819	10,849,740	18,675,854	75,959	3,320	58,211,575

(注)1 平成24年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成24年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 国際協力機構の平成24年度計画における予算額(収入)は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

出典:独立行政法人評価年報(平成23年度版)(総務省)

目的積立金及び利益剰余金等の状況

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	22年度末時点における残高の状況					22年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立金	② 積立金	③ その他の積立金等	④ 当期末処分利益 (当期末処理損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期総利益 (△損失)	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)	
内閣府	国立公文書館	-	-	-	△ 2	△ 2	△ 2	-	-	
	国民生活センター	-	8	-	1	9	1	-	-	
	北方領土問題対策協会	-	706	-	0	706	0	-	-	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	96	-	38	134	38	-	-	
総務省	情報通信研究機構	-	1,175	993	△ 59,912	△ 57,743	△ 375	-	-	
	統計センター	-	919	0	434	1,354	434	-	-	
	平和祈念事業特別基金	-	391	230	43	664	43	-	-	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	33,688	-	27,029	60,717	27,029	-	-	
外務省	国際協力機構	-	1,696	2,092	1,129	4,917	1,129	-	-	
	国際交流基金	-	-	-	△ 2,436	△ 2,436	△ 1,054	-	-	
財務省	酒類総合研究所	-	5	1	314	320	314	-	-	
	造幣局	-	1,758	9,528	1,931	13,216	1,931	-	-	
	国立印刷局	-	16,290	26,077	5,190	47,557	5,190	-	-	
	日本万国博覧会記念機構	-	747	-	142	889	142	-	-	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	37	-	87	124	87	-	-	
	大学入試センター	-	1,308	145	△ 67	1,385	△ 67	-	-	
	国立青少年教育振興機構	-	24	2	346	372	346	-	-	
	国立女性教育会館	-	20	-	16	36	16	-	-	
	国立科学博物館	-	6	1	134	141	134	-	-	
	物質・材料研究機構	-	321	-	1,581	1,902	1,581	-	-	
	防災科学技術研究所	-	40	7	195	242	195	-	-	
	放射線医学総合研究所	-	996	3	△ 88	910	△ 88	-	-	
	国立美術館	-	1,085	376	539	1,999	539	-	-	
	国立文化財機構	-	9	-	143	152	143	-	-	
	教員研修センター	-	4	-	12	16	12	-	-	
	科学技術振興機構	194	1,279	-	△ 75,590	△ 74,116	769	84	11%	業務充実改善・施設改修等積立金
	日本学術振興会	-	801	-	303	1,105	303	-	-	
	理化学研究所	22	2,154	992	1,138	4,306	1,138	61	5%	知的財産管理・技術移転等積立金
	宇宙航空研究開発機構	-	18,687	-	△ 26,039	△ 7,352	△ 17,415	-	-	
	日本スポーツ振興センター	-	3,418	2,095	2,504	8,017	2,504	-	-	
	日本芸術文化振興会	-	374	784	△ 151	1,007	△ 151	-	-	
	日本学生支援機構	-	332	624	3,410	4,367	3,410	-	-	
	海洋研究開発機構	-	229	175	192	596	192	-	-	
	国立高等専門学校機構	-	347	70	219	636	219	-	-	
	大学評価・学位授与機構	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国立大学財務・経営センター	-	39	30,784	31	30,854	31	-	-	
	日本原子力研究開発機構	8,641	-	5,369	3,595	17,606	3,595	-	-	

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	22年度末時点における残高の状況					22年度利益の処分状況			目的積立金の内容	
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の積 立金等	④ 当期未処分 利益 (当期未処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益 (△損失)	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	79	-	174	252	174	-	-		
	労働安全衛生総合研究所	-	48	-	796	844	796	-	-		
	勤労者退職金共済機構	-	18,571	49,594	△ 217,110	△ 148,945	△ 18,303	-	-		
	高齢・障害者雇用支援機構	-	18	-	4	22	4	-	-		
	福祉医療機構	-	1,943	1,198	55,433	58,575	65,068	-	-		
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	-	-	-	-	-	-		
	労働政策研究・研修機構	-	-	5	13	18	13	-	-		
	雇用・能力開発機構	-	35,426	25,564	△ 1,096	59,893	10,947	-	-		
	労働者健康福祉機構	-	-	-	△ 34,988	△ 34,988	1,454	-	-		
	国立病院機構	25,599	9,157	-	49,531	84,287	49,531	-	-		
	医薬品医療機器総合機構	-	2,004	7,057	5,105	14,166	5,105	-	-		
	医薬基盤研究所	-	-	233	△ 31,901	△ 31,668	△ 111	-	-		
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	110,630	110,630	23,521	-	-		
	年金積立金管理運用	-	4,015,752	-	△ 3,316,877	698,874	△ 328,146	-	-		
	国立がん研究センター	-	-	-	2,583	2,583	2,583	-	-		
	国立循環器病研究センター	-	-	-	1,567	1,567	1,567	-	-		
	国立精神・神経医療研究センター	-	-	-	△ 62	△ 62	△ 62	-	-		
	国立国際医療研究センター	-	-	-	△ 750	△ 750	△ 750	-	-		
	国立成育医療研究センター	-	-	-	1,178	1,178	1,178	-	-		
	国立長寿医療研究センター	-	-	-	△ 209	△ 209	△ 209	-	-		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	81	1	1,654	1,736	1,654	-	-		
	種苗管理センター	-	3	-	197	200	197	-	-		
	家畜改良センター	-	129	1	839	969	839	-	-		
	水産大学校	-	26	0	640	667	640	-	-		
	農業・食品産業技術総合研究機構	-	2,979	281	△ 26,799	△ 23,539	2,398	-	-		
	農業生物資源研究所	-	276	95	610	981	610	-	-		
	農業環境技術研究所	-	93	28	592	713	592	-	-		
	国際農林水産業研究センター	-	109	0	402	511	402	-	-		
	森林総合研究所	-	2,631	4,288	1,438	8,357	1,438	-	-		
	水産総合研究センター	-	292	5	1,799	2,096	1,799	-	-		
	農畜産業振興機構	-	1,220	14,166	△ 67,295	△ 51,908	3,664	-	-		
	農業者年金基金	-	13	3,273	△ 845	2,442	△ 845	-	-		
	農林漁業信用基金	-	3,150	4,856	1,353	9,359	1,353	-	-		
	経済産業省	経済産業研究所	-	53	-	599	651	599	-	-	
		工業所有権情報・研修館	-	31	-	7,459	7,491	7,459	-	-	
		日本貿易保険	-	16,733	20,349	21,607	58,689	21,607	-	-	
産業技術総合研究所		-	-	10,677	4,764	15,441	4,764	-	-		
製品評価技術基盤機構		-	747	18	1,201	1,966	1,201	-	-		
新エネルギー・産業技術総合開発機構		-	3,766	68	△ 56,482	△ 52,648	△ 6,037	-	-		
日本貿易振興機構		-	524	464	4,200	5,187	4,200	-	-		
原子力安全基盤機構		-	620	47	126	793	126	-	-		

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	22年度末時点における残高の状況					22年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の積 立金等	④ 当期末処分 利益 (当期末処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益 (△損失)	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)	
	情報処理推進機構	-	605	720	△ 1,979	△ 653	463	-	-	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	313	19,534	△ 14,288	5,558	△ 7,402	-	-	
	中小企業基盤整備機構	-	342	14,306	△ 805,596	△ 790,948	△ 25,383	-	-	
国土交通省	土木研究所	0	42	5	1,024	1,071	1,024	-	-	研究開発及び研究基盤整備 等積立金
	建築研究所	0	78	-	133	211	133	-	-	研究開発及び研究基盤整備 積立金
	交通安全環境研究所	-	440	51	△ 109	382	△ 109	-	-	
	海上技術安全研究所	-	184	7	59	249	59	-	-	
	港湾空港技術研究所	-	361	1	71	433	71	-	-	
	電子航法研究所	-	18	-	360	378	360	-	-	
	航海訓練所	-	522	-	120	642	120	-	-	
	海技教育機構	-	-	-	108	108	447	-	-	
	航空大学校	-	-	-	79	79	80	-	-	
	自動車検査	-	367	-	1,012	1,378	1,012	-	-	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	111,653	1,902,129	105,064	2,118,846	159,660	-	-	
	国際観光振興機構	-	59	5	106	170	106	-	-	
	水資源機構	-	14,402	83,363	8,127	105,892	8,127	-	-	
	自動車事故対策機構	-	218	15	72	305	72	-	-	
	空港周辺整備機構	-	633	-	411	1,045	411	-	-	
	海上災害防止センター	-	2,773	-	75	2,849	75	-	-	
	都市再生機構	-	-	-	△ 305,062	△ 305,062	44,522	-	-	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	△ 5,201	△ 5,201	△ 146	-	-	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	1,772,109	1,417	428,875	2,202,401	428,875	-	-	
	住宅金融支援機構	316,881	59,682	-	△ 748,598	△ 372,035	△ 36,590	-	-	団信特約料長期安定化積 立金
環境省	国立環境研究所	-	132	44	1,153	1,329	1,153	-	-	
	環境再生保全機構	-	1,687	7,793	1,597	11,077	1,597	-	-	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	798	-	219	1,016	219	-	-	
	計 (104法人)	351,337	6,172,881	2,252,006	△ 4,923,677	3,852,548	474,289	145	-	

- (注) 1 各法人の平成22年度財務諸表(貸借対照表及び利益の処分(又は損失の処理)に関する書類)による。
2 「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第3項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
3 「②積立金」は、同条第1項に基づく積立金の額を記載している。
4 「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
8 国際協力機構の目的積立金及び利益剰余金等の状況は、有償資金協力業務に係るものを除いている。

出典:独立行政法人評価年報(平成23年度版)(総務省)

運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成22年度)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	-	-	○
	国民生活センター	-	-	○
	北方領土問題対策協会	-	-	○
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	○ (研究事業費、大学院大学の設置準備に係る事業費)	○ (一般管理費)	-
総務省	情報通信研究機構	-	-	○
	統計センター	-	○ (退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費)	○ (左記以外の費用)
	平和祈念事業特別基金	○ (慰藉事業経費の一部)	○ (左記以外の経費)	○
外務省	国際協力機構	-	-	○
	国際交流基金	-	-	○
財務省	酒類総合研究所	○ (人件費のうち退職金)	○ (一般管理費の一部)	○ (人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部)
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	○
	大学入試センター	-	-	○
	国立青少年教育振興機構	○ (退職一時金及び基金事業に係るもの)	○ (左記以外の費用)	-
	国立女性教育会館	○ (研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当)	○ (人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	-
	国立科学博物館	○ (企画展の実施経費、コレクション構築経費、プロジェクト研究経費、館長支援経費、人件費のうち退職手当および特に指定するもの)	○ (人件費(退職手当除く)および左記に掲げる業務以外の業務経費)	○ (その他、臨時に発生する計画外の発生費用)
	物質・材料研究機構	-	-	○

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
	防災科学技術研究所	-	-	○
	放射線医学総合研究所	-	-	○
	国立美術館	○ (展覧会に係る業務、美術作品等の購入並びに修復、展覧会に係る教育普及業務及び人件費のうち退職手当に係る経費)	○ (退職手当以外の人件費及び左記以外の業務に係る経費)	-
	国立文化財機構	○ (人件費のうち退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの)	○ (人件費のうち役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費(特に指定するものを除く)及び減価償却費)	○ (財務費用、その他計画外の発生費用)
	教員研修センター	-	-	○
	科学技術振興機構	○ (業務費)	○ (一般管理費)	-
	日本学術振興会	○	-	-
	理化学研究所	-	-	○
	宇宙航空研究開発機構	-	-	○
	日本スポーツ振興センター	-	-	○
	日本芸術文化振興会	-	-	○
	日本学生支援機構	○ (奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費)	○ (左記以外の費用)	-
	海洋研究開発機構	-	-	○
	国立高等専門学校機構	○ (特別教育研究経費の一部)	○ (両記以外の費用)	○ (退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部)
	大学評価・学位授与機構	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
	国立大学財務・経営センター	-	-	○ (業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、業務の性質上困難であるため)
	日本原子力研究開発機構	-	-	○ (業務が多岐にわたっており、それぞれが相互に複雑に関連し合いながら実施されていることから、個々の業務の達成度の客観的な把握や一定の期間の経過を業務の進行と見なすことが困難であるため)
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	○ (人件費(除く退職手当))	○ (左記以外の費用)
	労働安全衛生総合研究所	-	-	○
	勤労者退職金共済機構	-	-	○
	高齢・障害者雇用支援機構	-	○ (一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源とが期間的に対応していると判断できる経費)	○ (左記以外の費用)
	福祉医療機構	-	-	○
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	○
	労働政策研究・研修機構	-	○ (管理部門の活動経費である一般管理費のうち、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係が明らかである年間業務契約を行っている費用)	○ (左記以外の費用)
	雇用・能力開発機構	-	○ (業務の実施と運営費交付金との対応関係を明らかにできる人件費及び一般管理費の一部)	○ (左記以外の費用)
	労働者健康福祉機構	-	○ (看護専門学校事業、勤労者予防医療センター事業の業務経費)	○ (左記以外の費用)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
	国立病院機構	○	-	-
	医薬品医療機器総合機構	-	-	○
	医薬基盤研究所	-	-	○
	国立がん研究センター	○	-	-
	国立循環器病研究センター	○	-	-
	国立精神・神経医療研究センター	○	-	-
	国立国際医療研究センター	○	-	-
	国立成育医療研究センター	○	-	-
	国立長寿医療研究センター	○	-	-
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	○
	種苗管理センター	-	-	○
	家畜改良センター	-	-	○
	水産大学校	-	-	○
	農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	○
	農業生物資源研究所	-	-	○
	農業環境技術研究所	-	-	○
	国際農林水産業研究センター	-	-	○
	森林総合研究所	-	-	○
	水産総合研究センター	-	-	○
	農畜産業振興機構	-	-	○
	農業者年金基金	-	-	○
経済産業省	経済産業研究所	○ (調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務)	○ (左記以外の経費)	-
	工業所有権情報・研修館	-	-	○
	産業技術総合研究所	-	-	○
	製品評価技術基盤機構	-	-	○
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	○
	日本貿易振興機構	-	-	○
	原子力安全基盤機構	-	-	○
	情報処理推進機構	-	-	○
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	○
	中小企業基盤整備機構	-	-	○
国土交通省	土木研究所	-	-	○
	建築研究所	-	-	○
	交通安全環境研究所	-	-	○
	海上技術安全研究所	-	-	○

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
	港湾空港技術研究所	-	-	○
	電子航法研究所	-	-	○
	航海訓練所	○ (練習船経費及び退職手当等)	○ (管理・業務部門経費及び人件費等)	○ (想定されない事故・緊急対応経費)
	海技教育機構	-	-	○
	航空大学校	-	-	○
	自動車検査	-	-	○
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	○
	国際観光振興機構	-	-	○
	自動車事故対策機構	-	-	○
環境省	国立環境研究所	-	-	○
	環境再生保全機構	-	-	○
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○ (退職準備研修費、健康診断費、退職手当等)	○ (人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等)	-

- (注) 1 各法人の平成22年度の財務諸表(重要な会計方針の注記)による。
2 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
3 ()内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。

出典:独立行政法人評価年報(平成23年度版)(総務省)

法定勘定区分又はセグメント区分の状況（平成22年度）

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況		
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容
内閣府	国立公文書館	-	-	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター
	国民生活センター	-	-	事業	7	広報事業、情報・分析事業、相談事業 商品テスト事業等
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	-	-	-
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	事業	2	研究ユニット事業、研究サービス事業
総務省	情報通信研究機構	5	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定 等	事業	6	一般勘定を新世代ネットワーク構築技術の研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発事業、安心・安全のための情報通信技術の研究開発事業 等に区分
	平和祈念事業特別基金	-	-	事業	4	労苦継承事業、書状等贈呈事業、特別記念事業、特別給付金支給事業
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	-	-	-
外務省	国際協力機構	2	一般勘定、有償資金協力勘定	事業	3	運営費交付金事業、受託事業、自己資金事業
	国際交流基金	-	-	事業	5	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業、調査研究・情報提供等事業、その他の事業
財務省	造幣局	-	-	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業
	国立印刷局	-	-	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業
	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定（公園事業）、第二号勘定（基金事業）	-	-	-
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	事業	5	研究活動、研修事業、教育相談活動 等
	国立青少年教育振興機構	-	-	事業	2	青少年教育事業、基金事業
	国立女性教育会館	-	-	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業 情報事業 等
	国立科学博物館	-	-	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業
	物質・材料研究機構	-	-	事業	5	ナノ物質・材料、高信頼性材料等、萌芽研究 等
	防災科学技術研究所	-	-	事業	4	地震研究、火山研究、E-defense研究 等
	放射線医学総合研究所	-	-	事業	4	放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究 等
	国立美術館	-	-	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部
	国立文化財機構	-	-	施設	7	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、法人本部
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文献情報提供勘定	事業	5	新技術創出研究、企業化開発、科学技術情報流通促進 等
	日本学術振興会	3	一般勘定、先端研究助成業務勘定、研究者海外派遣業務勘定	事業	8	研究者の養成、国際交流、科学研究費補助金 等
	理化学研究所	-	-	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業 等
	宇宙航空研究開発機構	-	-	事業	8	衛星による宇宙利用、宇宙科学研究、宇宙探査 等

	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定 等	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業 等
	日本芸術文化振興会	-	-	事業	7	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、助成事業、公演事業、研修事業 調査研究事業
	日本学生支援機構	-	-	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業
	海洋研究開発機構	-	-	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業
	大学評価・学位授与機構	-	-	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、分野別認証評価事業、学位授与事業 その他
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	3	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、国立大学法人等に対する財務経営支援事業、大学共同利用施設の管理運営事業
	日本原子力研究開発機構	3	一般勘定、電源利用勘定、埋設処分業務勘定	事業	8	高速増殖炉サイクル技術の確立に向けた研究開発、高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発、核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発、量子ビームによる科学技術競争力向上と産業利用に貢献する研究開発、エネルギー利用に係る高度化と共通の科学技術基盤及び安全の確保と核不拡散、放射性廃棄物の埋設処分、自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分に関わる技術開発、国内外との連携強化と社会からの要請に対応する活動
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	-	-	-
	勤労者退職金共済機構	4	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定 等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
	高齢・障害者雇用支援機構	3	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定	事業	2	高齢・障害者雇用支援勘定を高齢者雇用支援事業 障害者雇用支援事業に区分
	福祉医療機構	15	一般勘定、共済勘定、保険勘定 等	事業	15	一般勘定を5つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
	国立重度知的障害者総合施設のごみの園	-	-	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供 等
	労働政策研究・研修機構	3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	-	-	-
	雇用・能力開発機構	3	一般勘定、財形勘定、宿舍等勘定	事業	2	一般勘定を雇用保険事業経理、雇用促進融資事業経理に区分
	労働者健康福祉機構	-	-	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替払事業 等
	国立病院機構	-	-	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業に区分
	医薬品医療機器総合機構	6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定 等	事業	2	審査等勘定を審査等事業、安全対策等事業に区分
	医薬基盤研究所	3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤の技術研究事業、難病・疾患資源研究事業、研究開発振興事業に区分
	年金・健康保険福祉施設整理機構	3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	-	-	-
	年金積立金管理運用	4	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定 等	-	-	-
	国立がん研究センター	-	-	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立循環器病研究センター	-	-	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業

	国立精神・神経医療研究センター	-	-	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立国際医療研究センター	-	-	事業	7	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業、国立看護大学校事業
	国立成育医療研究センター	-	-	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
	国立長寿医療研究センター	-	-	事業	5	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農薬関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査研究・講習業務関係
	種苗管理センター	-	-	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業
	家畜改良センター	-	-	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業、その他の事業
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定 等	事業 施設	18	農業技術研究業務勘定を14の研究施設に、民間研究促進業務勘定を2つの事業に、農業機械化促進業務勘定を2つの事業に区分
	農業生物資源研究所	-	-	事業	3	バイオリソース、ゲノム生体情報、バイオ活用
	国際農林水産業研究センター	-	-	事業	4	生物資源利用研究事業、環境資源管理研究事業、環境変動対策研究事業、国際動向把握研究事業
	森林総合研究所	3	研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定	事業	6	研究・育種勘定を4つに、特定地域整備等勘定を2つに区分
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	-	-	-
	農畜産業振興機構	7	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定 等	-	-	-
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定 等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者老齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分
農林漁業信用基金	5	農業信用保険勘定、林業信用保証勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定、漁業災害補償関係勘定	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分	
経済産業省	産業技術総合研究所	-	-	事業	4	第1号業務(鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務)等4つに区分
	製品評価技術基盤機構	-	-	事業	5	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野、講習関係業務
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定 等	事業	4	産業技術開発関連業務及び新エネルギー・省エネルギー関連業務等、クレジット取得関連業務、債務保証経過業務・貸付経過業務、石炭経過業務
	日本貿易振興機構	-	-	事業	2	貿易・投資振興業務、開発途上国経済研究活動業務
	原子力安全基盤機構	3	立地勘定、利用勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査・試験等、情報の収集・整理等、その他原子力安全の確保
	情報処理推進機構	4	一般勘定、試験勘定、事業化勘定、地域事業出資業務勘定	事業	7	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務 等
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定 等	事業	5	石油開発、金属開発、資源備蓄、鉱害防止、資産買収

	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定等	事業	7	一般勘定を2つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分
国土交通省	土木研究所	-	-	事業	4	つくば中央研究所、寒地土木研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター
	建築研究所	-	-	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター等
	交通安全環境研究所	2	一般勘定、審査勘定	-	-	-
	港湾空港技術研究所	-	-	事業	6	海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部等
	海技教育機構	-	-	事業	4	海技士教育科、技術教育科、その他等
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分
	国際観光振興機構	2	一般勘定、交付金勘定	-	-	-
	水資源機構	-	-	事業 施設	11	1「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3「水系によるセグメント情報」として、5つに区分
	自動車事故対策機構	-	-	事業	3	貸付業務、療護業務、一般業務
	空港周辺整備機構	-	-	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業等
	海上災害防止センター	2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船、訓練、調査研究
	都市再生機構	2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	5	都市再生勘定を2つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分
	奄美群島振興開発基金	-	-	事業	2	保証業務、融資業務
	日本高速道路保有・債務返済機構	2	高速道路勘定、鉄道勘定	-	-	-
住宅金融支援機構	5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分	
環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等
	計	150			382	

(注) 1 各法人の平成22年度の財務諸表(附属明細書)による。

2 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。

3 セグメント区分には「法人共通」(「全社」、「全法人」、「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。)を除いて記載している。

4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

出典:独立行政法人評価年報(平成23年度版)(総務省)

成果重視事業に関する閣議決定

◎経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003（平成15年6月27日閣議決定）（抄）

第2部 構造改革への具体的な取組

7. 予算編成プロセス改革

——財政構造改革を進めるに当たっては、予算の質の改善・透明性の向上が重要である。このため、事前の目標設定と事後の厳格な評価の実施により、税金がどのような成果を上げたかについて、国民に説明責任を果たす予算編成プロセスを構築する。

【改革のポイント】

- (1) トップダウンの予算編成を更に強化し、歳出の思い切った重点化を図る。
- (2) 政策目標を国民に分かる形で明確に示し（「宣言」）、目標達成のために弾力的執行などにより予算を効率的に活用し（「実行」）、目標達成の状況を厳しく評価する（「評価」）という予算編成プロセスの確立を目指す。
- (3) 平成16年度予算において、新しい予算編成プロセスを「モデル事業」として試行的に導入する。

【具体的手段】

- (1) トップダウンの予算編成の強化
 - ・「改革と展望」において、主要な歳出分野についての複数年度にわたる指針をより明確に示す。
 - ・「基本方針」等で内閣の経済財政に関する大方針を具体的に提示するとともに、予算の優先配分等の基本的な方針を明示する。
 - ・予算編成は、そのスタート段階から歳出水準についての考え方など、全体像を明らかにしつつ行う。
- (2) 新しい予算編成プロセスの確立に向けた基本的考え方
 - ・各府省は、「基本方針」で示された大方針の下で、達成すべき政策目標（予算制約と両立するもの）を具体的に作成する。また政策目標は、事業の性格に応じ、可能な限り定量的なものとする。各府省は、政策目標との関連を明らかにしつつ予算要求を行う。
 - ・各府省は、政策目標を達成するために、効率的な予算執行に努める。また、事業の性格に応じ、弾力的な予算執行を行う。
 - ・目標の達成や執行の効率性について、執行段階及び事後の政策評価等を厳しく行い、その後の予算編成に結びつける。
 - ・事前評価・事後評価のための科学的手法を開発する。また、各府省は、ABC（活動基準原価計算）等のコスト管理手法への取組を一層強化する。

- ・透明性を高めるために、発生主義会計等の民間企業会計手法の導入など、公会計制度の改革を進める。
- (3) 平成16年度予算における「モデル事業」の試み
- ・各府省は、上記の基本的考え方に沿った第一歩として、モデル事業を検討する。その際、下記の要件に合致した政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについては、モデル事業として概算要求を行う。経済財政諮問会議で、当該事業について報告する。
 - (i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること。
 - (ii) 何をもって「達成」とするか、評価方法が提示されていること。
 - (iii) 目標期間は1～3年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていること。
 - ・政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行う。各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する。
 - ・複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする。
- (4) 「モデル事業」の事後評価
- ・計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。そして、今後の予算編成プロセスの改革に向けた検討材料とする。

◎経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）（抄）

第1部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

(1) 予算制度改革の本格化

(モデル事業)

- ・平成16年度予算から「基本方針2003」に基づき試行的に取り組んでいる「モデル事業」について、平成17年度予算においては、導入効果が高いと見込まれる電子政府に関する予算等について広く導入するほか、各府省における自主的な取組を通じて事業の追加を図る。各府省は、原則として定量的なアウトカム指標（電子政府に関する予算については業務の効率化に関する指標等）を用いた政策目標を設定し、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、モデル事業として概算要求を行う。

第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

2. 仕事の流れを変える

（3）予算制度改革

（モデル事業等の一般化）

成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させる。このため、以下の取組を行う。

- ①「モデル事業」を試行から一般的取組に移行させる。その第1ステップとして、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、平成18年度予算からは「成果重視事業」（仮称）を創設し、別紙の取組を行う。

<別紙>

「モデル事業」の一般化への取組

- ・「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化した「成果重視事業」（仮称。以下同じ。）を創設し、次の要領で新たな段階へ移行する。
- ①事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する。注1、2
 - ②各府省は、平成17年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る。注3、4
 - ③財務省は、これまでの「モデル事業」の取組等を踏まえ、平成19年度概算要求に先立ち、「成果重視事業」の要件等（目標設定の在り方、予算執行の弾力化措置の基準等）を明らかにする。注5

（注）

- 1 事業ごとの目標は、単に事業規模等を示す指標ではなく、当該事業に係る施策の実現に向けた効果を計測できる指標とする。
- 2 施策単位の目標は、定量的な目標を原則とする。
- 3 いわゆる「最適化計画」に基づく情報システムの開発又は整備については、原則として「成果重視事業」として概算要求するよう検討する。
- 4 平成18年度予算においては、各府省は、内閣府と意見交換の上、ふさわしいものについて、「成果重視事業」として概算要求を行う。
- 5 各府省は、平成19年度概算要求においては、当該要件等に沿って「成果重視事業」として概算要求を行う。

法令等に基づき公表される独立行政法人に関する情報

(凡例) 表中の「通」は独立行政法人通則法を、「令」は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令を指す。

分野	事 項	根拠法令等
役員・人事	法人の目的、業務の概要及び国の施策との関係	通28条4項（業務方法書） 令12条2項1号イ
	組織の概要（役員数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。）	令12条2項1号ロ
	役員の内命	通20条4項
	役員の内任	通23条4項
	独法の役員に就いている退職公務員等の状況	特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月18日閣議決定）Ⅲ4（2）二
業務	中期目標	通29条1項
	中期計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画	通30条5項（中期計画）、31条1項（年度計画） 令12条2項2号ロ

分野	事 項	根拠法令等
	事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容	通33条1項（中期目標に係る事業報告書） 令12条2項2号イ
評価	業績評価の結果（各事業年度、中期目標期間に係る評価結果）	令12条2項4号イ
	各府省独立行政法人評価委員会から独立行政法人に対する業務運営の改善等の勧告内容	通32条4項、通34条3項
	評価結果の法人の業務運営、予算概算要求等への反映状況（一部の府省・法人）	中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）Ⅲ2. (1) 平成14年9月7日の閣僚懇談会における総理発言・総務大臣発言
監査等	監事の直近の意見	令12条2項4号ニ
	公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果	令12条2項4号ホ
	直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分	令12条2項4号ロ
	直近の行政評価・監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分	令12条2項4号ハ

分野	事 項	根拠法令等
	会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分	令12条2項4号へ
財務	貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容	令12条2項3号
給与	役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準	通52条2項（特定・役員報酬）、57条2項（特定・職員給与）、62条（非特定・役員報酬）、63条2項（非特定・職員給与） 令12条2項1号ハ
	独法職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標（ラスパイレス指数）	特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について（平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定）2.
	（国家公務員と比べて給与水準の高い法人）水準が高い理由及び講ずる措置	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 1.（4）①イ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日）Ⅲ 4. ①
	法人の長、理事及び監事等の報酬額	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 1.（4）①オ

分野	事 項	根拠法令等
	法人の長、理事及び監事等の退職金の支給額	公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成15年9月16日閣議決定）
	<p>（主務大臣において公表されるべき事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬等（役員各人ごとの報酬の支給状況、退職手当の支給状況等） ・ 職員給与（給与水準の国家公務員との比較指標等） ・ 総人件費の状況 など 	「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成15年9月9日各主務大臣あて総務大臣通知）なお、当該通知は、平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定に基づく。
契約	契約の方法に関する定め	令12条2項2号ハ
	個別の契約に係る情報（契約の名称、相手方、金額、予定価格、落札率、随意契約の理由等）	「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」（平成19年11月15日各府省官房長あて総務省行政管理局長・行政評価局長通知）
	随意契約見直し計画を踏まえた取組状況	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 1. (1)⑤
	契約状況の点検・見直し結果、契約監視委員会の審議概要、随意契約等見直し計画に基づく契約の改善状況	独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）

分野	事 項	根拠法令等
関連法人	<p>独立行政法人等の関連法人に関する基礎的な情報 (関連法人の名称、業務と当該独法等の業務の関 係、当該独立行政法人等との重要な取引の概要並び にその役員であって当該独立行政法人等の役員を兼 ねている者の氏名及び役職)</p>	<p>令12条2項5号</p>
	<p>独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独 立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況</p>	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24 日閣議決定）Ⅲ.2.(1)②エ</p>
	<p>独法の子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就 いている独法OBの状況</p>	<p>特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月18日 閣議決定）Ⅲ4(2)ニ</p>
	<p>(独法OBの再就職先と一定規模の取引がある者と契 約する場合) ・ 契約先、契約金額、契約日 ・ 再就職者の人数、契約先での役職名、独法での 最終役職名 ・ 独法との取引高、総売上額に占める独法との 取引割合</p>	<p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針 (平成22年12月7日閣議決定)Ⅲ3.②</p>

分野	事 項	根拠法令等
その他	(特定独法) 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程	通58条 1 項
	(特定独立行政法人以外の独立行政法人) 職員の勤務時間その他の勤務条件（公表するよう努める。）	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 2. (1)①エ
	法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法	令12条 2 項 2 号ニ
	内部統制について講じた措置（積極的に公表）	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 2. (1)①イ
	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティス	独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）Ⅲ. 2. (1)⑦ウ
	会費の支出（支出先、名目・趣旨、金額など）	独立行政法人が支出する会費の見直しについて（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）
	業務・システムに関する最適化計画	「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）1. (3)

独立行政法人職員の対国家公務員指数(独立行政法人ラスパイレス指数)の算出方法

1. 比較方法(対国家公務員指数(年齢、地域、学歴勘案)の算出方法)

- ある独立行政法人の職員の年齢、在勤地(地域手当及び学歴構成と同様の国家公務員組織があったと仮定して、両者の給与総額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の指数を算出。

2. 比較職種

- 同種の職種間で給与水準を比較
職種の類型...「事務・技術職員」(⇔行政職(一))「研究職員」(⇔研究職)「病院医師」(⇔医療職(一))「病院看護師」(⇔医療職(三))

3. 比較する給与

- 年間給与額で比較
年間給与額...公表を行う年度の前年度に支給された給与額(月例給、賞与、地域・住居等の手当の合計額)から、超過勤務手当、特殊勤務手当等の実績給及び通勤手当を除いた額

【具体的算出例】(事務・技術職員を国家公務員と比較する場合)

地域	年齢階層(歳)	国(行(一)適用職員)	独立行政法人(事務・技術職員)	
		平均年間給与額(a)	人員(b)	平均年間給与額(c)
1級地(東京都区部)	20~23	3,000千円	1人	3,500千円
	24~27	3,700千円	5人	4,200千円
	28~31	4,500千円	5人	5,200千円
	32~35	5,400千円	5人	5,700千円
	36~39	6,300千円	5人	6,800千円
	40~43	7,200千円	5人	8,100千円
	44~47	8,200千円	4人	8,300千円
	48~51	8,700千円	4人	9,200千円
	52~55	8,900千円	3人	9,700千円
	56~59	9,000千円	3人	10,000千円

6,495千円 → 7,065千円
108.8

(例)

○独立行政法人が現に支給している給与水準

$$\{(b1 \times c1) + (b2 \times c2) + (b3 \times c3) + (b4 \times c4) + (b5 \times c5) + (b6 \times c6) + (b7 \times c7) + (b8 \times c8) + (b9 \times c9) + (b10 \times c10)\} \div (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) = 282,600 \div 40 = 7,065$$

○国の水準で支給した場合の給与水準

$$\{(b1 \times a1) + (b2 \times a2) + (b3 \times a3) + (b4 \times a4) + (b5 \times a5) + (b6 \times a6) + (b7 \times a7) + (b8 \times a8) + (b9 \times a9) + (b10 \times a10)\} \div (b1 + b2 + b3 + b4 + b5 + b6 + b7 + b8 + b9 + b10) = 259,800 \div 40 = 6,495$$

○対国家公務員指数

$$7,065 \div 6,495 \times 100 = 108.8$$

全独立行政法人(事務・技術職)の年間平均給与、独法ラス指数の推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平均年齢	42.7	43.2	43.3	43.4	43.3	43.4	43.5	43.5	43.5
平均年間給与額 (千円)	7,284	7,323 (+0.5%)	7,363 (+0.5%)	7,326 (▲0.5%)	7,342 (+2.2%)	7,306 (▲0.5%)	7,105 (▲2.8%)	6,951 (▲2.2%)	6,926 (▲0.4%)
独法ラス指数 (年齢勘案)	107.4	107.1	107.5	107.4	107.3	107.0	106.2	105.5	105.7
独法ラス指数 (年齢・地域・学歴勘案)	-	-	-	105.6	105.5	105.1	104.4	103.9	104.0
調査対象人員	23,362	33,631	35,673	35,290	35,275	34,557	34,049	34,388	32,869

出典)独立行政法人における役職員の給与水準、契約状況等の公表(総務省行政管理局) 注)全独立行政法人のデータには、準用法人である日本司法支援センターを含んでいる。

(参考)国家公務員

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
平均年齢	40.5	40.2	40.3	40.4	40.7	41.1	41.5	41.9	42.3
平均年間給与額 (千円)	6,153	6,295 (+2.3%)	6,312 (+0.3%)	6,323 (+0.2%)	6,398 (+1.2%)	6,443 (+0.7%)	6,356 (▲1.4%)	6,339 (▲0.3%)	6,370 (+0.5%)

出典)人事院勧告資料

平成23年度 独立行政法人の事務・技術職員の「対国家公務員指数(ラスパイレス指数)」 (年齢・地域・学歴勘案)

	法人名	所管府省	年齢・地域・学歴勘案	
【120以上】	●日本原子力研究開発機構	文部科学省	124.0	
【120未満 ～ 110以上】 (15法人)	●水資源機構	国土交通省	118.1	
	●海洋研究開発機構	文部科学省	117.4	
	●情報通信研究機構	総務省	116.3	
	●宇宙航空研究開発機構	文部科学省	115.5	
	●海上災害防止センター	国土交通省	114.1	
	●鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国土交通省	113.6	
	●都市再生機構	国土交通省	113.6	
	●医薬基盤研究所	厚生労働省	113.0	
	●空港周辺整備機構	国土交通省	112.8	
	●住宅金融支援機構	国土交通省	112.8	
	●理化学研究所	文部科学省	112.3	
	●航空大学校	国土交通省	112.3	
	●日本貿易振興機構	経済産業省	110.3	
	●高齢・障害・求職者雇用支援機構	厚生労働省	110.0	
	●電子航法研究所	国土交通省	110.0	
	【110未満 ～ 100以上】 (44法人)	●日本万国博覧会記念機構	財務省	109.6
		●酒類総合研究所	財務省	108.7
●国立長寿医療研究センター		厚生労働省	108.2	
●環境再生保全機構		環境省	107.7	
●産業技術総合研究所		経済産業省	106.6	
●国際協力機構		外務省	106.5	
●日本貿易保険		経済産業省	106.5	
●労働者健康福祉機構		厚生労働省	105.8	
●交通安全環境研究所		国土交通省	105.8	
●海上技術安全研究所		国土交通省	105.6	
●医薬品医療機器総合機構		厚生労働省	104.9	
●中小企業基盤整備機構		経済産業省	104.9	
●国立環境研究所		環境省	104.7	
●家畜改良センター		農林水産省	104.6	
○国立病院機構		厚生労働省	104.5	
●物質・材料研究機構		文部科学省	104.4	
●自動車事故対策機構		国土交通省	104.3	
●国立精神・神経医療研究センター		厚生労働省	104.2	
●新エネルギー・産業技術総合開発機構		経済産業省	104.1	
●日本高速道路保有・債務返済機構		国土交通省	103.9	
●防災科学技術研究所		文部科学省	103.8	

	法人名	所管府省	年齢・地域・学歴勘案
【100未満】 (42法人)	●森林総合研究所	農林水産省	103.7
	●農畜産業振興機構	農林水産省	103.6
	●国際農林水産業研究センター	農林水産省	103.2
	●石油天然ガス・金属鉱物資源機構	経済産業省	103.1
	●種苗管理センター	農林水産省	102.9
	●原子力安全基盤機構	原子力規制委	102.4
	●奄美群島振興開発基金	国土交通省	102.1
	●水産総合研究センター	農林水産省	101.9
	●勤労者退職金共済機構	厚生労働省	101.5
	●福祉医療機構	厚生労働省	101.5
	●農業・食品産業技術総合研究機構	農林水産省	101.5
	●建築研究所	国土交通省	101.5
	●国立循環器病研究センター	厚生労働省	101.4
	●農業者年金基金	農林水産省	101.4
	●労働政策研究・研修機構	厚生労働省	101.3
	●農業生物資源研究所	農林水産省	101.3
	●平和祈念事業特別基金	総務省	101.0
	●大学評価・学位授与機構	文部科学省	100.7
	●国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	厚生労働省	100.7
	●自動車検査	国土交通省	100.5
	●国民生活センター	消費者庁	100.4
	●日本スポーツ振興センター	文部科学省	100.3
	○農林水産消費安全技術センター	農林水産省	100.2
	●工業所有権情報・研修館	経済産業省	99.9
	●日本学術振興会	文部科学省	99.8
	●科学技術振興機構	文部科学省	99.5
	●年金積立金管理運用	厚生労働省	99.5
	●農業環境技術研究所	農林水産省	99.4
	●国際交流基金	外務省	99.2
	●国立青少年教育振興機構	文部科学省	99.2
	●労働安全衛生総合研究所	厚生労働省	98.9
	●港湾空港技術研究所	国土交通省	98.9
	●海技教育機構	国土交通省	98.4
●航海訓練所	国土交通省	98.3	
○製品評価技術基盤機構	経済産業省	98.0	
●国立健康・栄養研究所	厚生労働省	97.9	
●土木研究所	国土交通省	97.3	

	法人名	所管府省	年齢・地域・学歴勘案
	●教員研修センター	文部科学省	97.2
	●国立大学財務・経営センター	文部科学省	96.6
	●郵便貯金・簡易生命保険管理機構	総務省	96.4
	●水産大学校	農林水産省	96.4
	○国立公文書館	内閣府	96.3
	○造幣局	財務省	96.2
	●農林漁業信用基金	農林水産省	96.2
	●国立特別支援教育総合研究所	文部科学省	95.4
	●国立国際医療研究センター	厚生労働省	95.3
	●情報処理推進機構	経済産業省	95.2
	●国立成育医療研究センター	厚生労働省	95.1
	●国立がん研究センター	厚生労働省	94.3
	●北方領土問題対策協会	内閣府	92.0
	●国立女性教育会館	文部科学省	91.9
	○駐留軍等労働者労務管理機構	防衛省	91.8
	●年金・健康保険福祉施設整理機構	厚生労働省	91.6
	●国立高等専門学校機構	文部科学省	91.3
	●日本学生支援機構	文部科学省	90.7
	●大学入試センター	文部科学省	89.7
	○統計センター	総務省	89.4
	●日本芸術文化振興会	文部科学省	89.1
	●国立科学博物館	文部科学省	88.8
	●国立文化財機構	文部科学省	88.3
	●放射線医学総合研究所	文部科学省	87.8
	●国際観光振興機構	国土交通省	87.8
	○国立印刷局	財務省	87.3
	●国立美術館	文部科学省	86.7
●経済産業研究所	経済産業省	75.8	
全法人集計結果 (○特定独法8、●非特定独法94) ※集計結果には準用法人である日本司法支援センターを含んでいる			104.0

●…特殊法人等より移行した独立行政法人
○…国の機関と特殊法人等が統合した独立行政法人

独立行政法人職員の対国家公務員指数(独立行政法人ラスパイレス指数)の課題

1. 技術的課題

①職責を勘案することの困難性

- ・本来、独法と国家公務員の給与の比較に当たり、独法ラス指数を使用する場合には、年齢・地域・学歴の勘案のみでなく、職責・職責を勘案することが必要。
- ・各法人においては、様々な職階(部長、課長、主幹、グループリーダー、専門職、課長補佐、課長代理、班長、ユニット長、係長、主任など)が存在。国家公務員の職階や俸給表の級のどのレベルに相当するか、整理が困難。すべての法人のすべての職階について国との関係を整理するとなると、膨大な作業が必要。
- ・さらに、業績給を採用している法人も存在。

※なお、管理職の割合が高い法人もあるが、その場合、独法ラス指数が高く出ることも。この場合、非管理職の業務を外部委託するなどのリストラの結果である場合もあり、的確な評価が困難。

②地域勘案を行う際の課題

- ・現行の独法ラス指数では、職員の勤務地を考慮した算定を実施。
- ・算定に当たり、国家公務員給与の地域手当のゾーニングを使用。法人本部が地域手当非支給地にある場合、その地域の国の機関(多くが地方支分部局)の国家公務員と給与水準を比較することとなるが、独法の方が管理職の比率が高いことに伴い、国と同様の俸給表を用いている場合でも、指数が高くなる。

③諸手当等

- ・法人によっては、単身赴任手当や異動保障の対象者の割合が国より高いケースがあり、仮に国と同様に手当が設定されていても、独法ラス指数が高くなる。

2. 業務特性を踏まえた対応の困難性

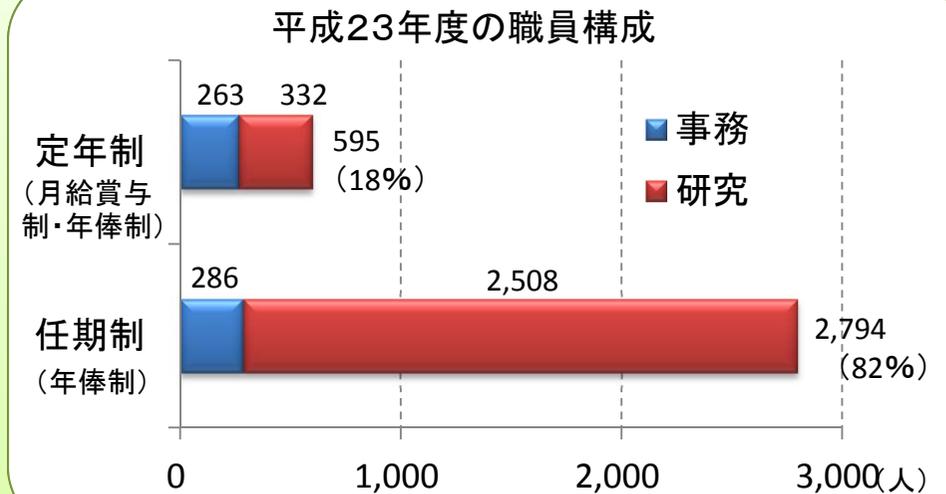
- ・各独法では、印刷・造幣といった工場部門を有するいわゆる現業業務から、研究開発、医療、人材育成、金融など、様々な業務を実施。
- ・給与は、一般論として職務の複雑性、困難性、責任の度合等を勘案して水準が設定される。各法人の業務の専門性が大きく異なる中、共通の尺度で業務の格付けを行い、国家公務員と比較することは、極めて困難

→独法ラス指数では、客観的に分類可能な年齢、地域、学歴を勘案して各法人の職員の給与水準の指数を算出。

柔軟な給与制度を導入している例～独立行政法人理化学研究所～

理化学研究所の給与制度の特徴

- 多く年俸制の任期制職員を雇用(職員全体の約8割)。業績評価の給与への反映と職員の流動性の向上を図る。
- 顕著な業績に対する報奨金制度(1件当たり100～300万円)を導入。研究意欲の向上の取組を既存給与の枠組み(年俸制対象者の給与の一部)の中で実施。



●定年制職員(独法ラス指数対象)

- ・任期の定めのない職員。
- ・月給賞与制職員、年俸制職員(105人)の2種類。
- ・俸給表は特殊法人時代のものを承継し、人事院勧告等を踏まえて改定。
- ・年俸制給与は、主任研究員(教授相当)等に対して導入。給与水準は月給賞与制職員と同等。退職金相当額を手当として年俸と併せて支給。

●任期制職員(独法ラス指数対象外)

- ・任期の定め有り。業績連動型給与体系。退職金無し。
- ・月給賞与制ではないため、給与比較対象外。

過去3年間の人件費総額の推移(単位:億円)

	21年度	22年度	23年度
研究部門人件費	239.3	251.6	254.3
一般管理部門人件費	17.1	14.9	16.4
人件費計	256.4	266.5	270.8
(参考①)経常費用	808.9	799.0	867.3
(参考②)競争的研究資金	138.6	112.4	103.2

(注)上記人件費には競争的研究資金により雇用される職員分を含む

過去3年間の独法ラス指数(年齢・地域・学歴勘案)の推移

	21年度	22年度	23年度
研究職員	111.3	108.9	108.9
事務・技術職員	111.1	112.1	112.3
(対象外職員も含めた試算値)	(101.8)	(101.9)	(99.9)

(注)かっこ書きは、本法人が指数算定対象外の事務職員を含めて行った試算による

独立行政法人と特殊法人等の役職員の報酬・給与に関する制度について(法令)

		国家公務員	独立行政法人通則法		H24年法案(廃案)	
			役員	職員	役員	職員
法令	報酬・給与の支給基準	<p>【国家公務員法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官職の職務と責任に応じる。 ・俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ(人事院勧告)、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定める。 ・俸給決定の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮。 <p>【一般職の職員給与に関する法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき給与の支給基準を設定。 <p><実際の比較対象></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業(民間給与実態調査:比較対象は50人規模以上の企業) 	<p>【通則法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬・給与の基準を主務大臣に届出、公表。 <p>(特定・非特定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬基準は、国家公務員給与、民間企業の役員報酬、法人の業務実績等を考慮。 	<p>(特定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与基準は、国家公務員給与、民間企業の給与、法人の業務実績等を考慮。 <p>(非特定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与基準は、法人の業務実績を勘案し、<u>社会一般の情勢に適合したものと</u>なるように定める。 	<p>【通則法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬・給与の基準を主務大臣に届出、公表。 <p>(行政執行法人・中期目標法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報酬基準は、国家公務員給与を参酌(考慮)し、民間企業の役員報酬、法人の業務実績等を考慮。報酬額は総理大臣が定める額以下。 	<p>(行政執行法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与基準は、<u>国家公務員給与を参酌し、民間企業の給与、法人の業務実績等を考慮。</u> <p>(中期目標法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与基準は、<u>国家公務員給与、民間企業給与、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態等を考慮。</u>
	予算	/	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に人件費予算を記述、主務大臣が認可(財務大臣協議)。 ・毎年度の業務運営計画は届出 <p style="text-align: center;">【行革推進法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18年度以降の5年間、5%以上の人員又は人件費を削減(独法はさらに1年継続)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画に人件費予算を記述、主務大臣が認可(財務大臣協議)。 ・毎年度の業務運営計画は届出 		

独立行政法人の役職員の報酬・給与水準に関する運用について

		独立行政法人		(参考)特殊法人等		
		役員	職員	役員	職員	
運用 (閣議決定等)	給与	水準等	<ul style="list-style-type: none"> ・長の報酬を事務次官の範囲内に(H19.12閣議決定) ・能力・実績主義の活用(H19.12閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・実績主義の活用(H19.12閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・任命権者の俸給額より低くなるよう、再調整(H9.12閣議決定) ・指定職11号相当額の範囲内で適切に調整(H10.9閣議決定) ・給与を平均1割削減(H14.3閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会一般の情勢に適合するよう給与水準を定める(H24.12閣僚懇における行革大臣要請)
			<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員より給与水準が高い法人は、その水準が国家公務員と同等となるよう努める(H22.12閣議決定) ・厳格に監査、事後チェックを実施(H22.12閣議決定) ・各法人が毎年1%程度の一般管理費削減を目標設定 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定に当たっては、国家公務員の水準を十分考慮して厳しく見直す(H25.1閣議決定)(毎年度同様に閣議決定) ・主務大臣からの要請に基づき、国家公務員の給与臨時特例に準じた給与の削減を実施(H24・25年度) 					
	公表・対国家公務員指数		<ul style="list-style-type: none"> ・報酬額・給与水準を国家公務員等と比較できる形で公表(H14.10特殊法人等改革本部決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員より高い水準の法人について、理由、講ずる措置を公表。財政支出が大きい法人等を主務大臣が検証(H19.12閣議決定)⇒給与水準の適正化に係る具体的方策と数値目標を公表、主務大臣が水準の在り方等を検証(H22.12閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬額を公表(毎年度の給与改定閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水準について、対国家公務員指数を公表(H17.12閣議決定) ・主務大臣が給与水準の在り方等の検証結果を、講ずる措置等と併せて毎年度公表(H24.12閣僚懇における行革大臣要請)
		退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・業績勘案等を実施、公表(H15.12閣議決定) 		<ul style="list-style-type: none"> ・支給率を約2割削減(H14.3閣議決定) ・業績勘案等を実施、公表(H15.12閣議決定) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員退職手当法の改正(官民較差の解消)に準じて必要な措置を講ずる(H24.8閣議決定) 						

※斜体の文字は上書きされた項目

独立行政法人通則法と平成24年法案の報酬・給与に関する規定

非特定独立行政法人（現行法）	中期目標行政法人（24年法案）
<p>(準用) 第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。</p> <p><読み替え後> <第五十二条 非特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。> 2 非特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、<u>国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該非特定独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</u>></p> <p>(職員の給与等) 第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、<u>当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。</u></p>	<p>(役員の報酬等) 第五十条の二 中期目標行政法人の役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。この場合において、役員に対する報酬の額は、<u>国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。</u> 2 中期目標行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、<u>国家公務員の給与等、民間企業の役員の報酬等、当該中期目標行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p> <p>(職員の給与) 第五十条の十 中期目標行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。 2 中期目標行政法人は、その職員等の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与等の支給の基準は、<u>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標行政法人の業務の実績並びに職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p>
特定独立行政法人（現行法）	行政執行法人（24年法案）
<p>(役員の報酬等) 第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、<u>国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p> <p>(職員の給与) 第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与の支給の基準は、<u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p>	<p>(役員の報酬等) 第五十二条 行政執行法人の役員に対する報酬等は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。この場合において、役員に対する報酬の額は、<u>国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない。</u> 2 行政執行法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の報酬等の支給の基準は、<u>国家公務員の給与等を参酌し、かつ、民間企業の役員の報酬等、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の五第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p> <p>(職員の給与) 第五十七条 行政執行法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。 2 行政執行法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 前項の給与の支給の基準は、<u>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与を参酌し、かつ、民間企業の従業員の給与、当該行政執行法人の業務の実績及び事業計画の第三十五条の五第三項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。</u></p>

308 公務員制度改革

国家公務員制度については、「国家公務員改革基本法」を踏まえて、国民の要請に応え得るという視点、優秀な人材が国民のために働くことに意義を感じられるという視点から、能力・実績主義に基づいた評価による信賞必罰の処遇と人事を厳格に実行し、真に頑張る者が報われる制度を確立します。

そのため、幹部職への抜擢など、能力・実績主義に基づいた評価を厳格に人事に反映させ、昇任・昇給、降任・降給を厳正に実施し、連続3年間「不良」の評価の場合には、分限免職処分とするほか、人事評価の公平、公正性の担保のために評価者の責任・役割を明確化し、評価者訓練の実施などを進め、不公正評価の際の処分について明確にします。

また、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い定年退職者が無収入となることのないよう再任用制度の拡充を当面の対応措置とし、将来的には65歳まで定年を延長します。

退職手当を含む給与体系については、全体を抜本的に見直します。特に、幹部公務員の給与を本俸と役職手当に区分することで、役職定年後の異動や降任・降給をスムーズにさせます。

採用制度については、中途採用や官民交流の促進を含め、少子世代の中での人材確保難を踏まえた抜本の見直しを検討します。

幹部候補を育成するシステム等の検討を進め、幹部人事制度を創設し、幹部人事を一元的に行う「内閣人事局」を設置します。地方公務員についても、再就職規制の強化、能力・実績主義による人事評価の導入など、国家公務員の制度改革と同様の改革を実施します。とくに、給与については民間準拠を徹底します。